

# 総務委員会会議録

平成27年12月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 16:05

## 【 案 件 】

1. 議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)
2. 議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
3. 議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
5. 議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
6. 議案第160号 財産の譲渡(畝割集会所建物)
7. 議案第161号 財産の譲渡(潤野下区集会所建物)
8. 議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
9. 議案第162号 財産の譲渡(楽市川西集会所敷地)
10. 議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組状況について (地域連携都市政策室)
2. 飯塚市立地適正化計画の策定状況について (地域連携都市政策室)
3. アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について (総合政策課)
4. 飯塚ふるさと応援寄付金について (総合政策課)
5. 飯塚市過疎地域自立促進計画に係る市民意見募集について (総合政策課)
6. コンビニ収納の導入について (税務課)
7. 財政見直しについて (財政課)

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○財政課長

「議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第4号)」につきましては、配付いたしております「補正予算資料」によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

今回の補正額は、一般会計で10億9892万5千円を減額して、予算の総額を679億9095万5千円にしようとするものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。

なお、国の経済対策補正予算の関連事業につきましては、平成27年度当初予算で計上しております事業を前倒しして実施するため、平成27年2月に追加補正を行い、平成27年度に繰越しすることで対応をしております。予算調整時期の関係上、追加補正予算と平成27年度

当初予算が重複計上されておりますので、今回の補正で、該当事業費を減額いたしております。

それでは、まず、歳入からご説明いたします。市税につきましては、異動調定・前期実績をもとに個人市民税、法人市民税が増額、申告指導・設備投資等の影響により固定資産税が増額、市たばこ税が当初見込みより減とならなかったことによる増額などにより、総額で2億56万7千円を増額いたしております。

地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により2億4773万9千円を増額するものでございます。なお、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は3億6985万円の増となっております。

国庫支出金につきましては、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。下のほうから4ページにかけまして、県支出金につきましても、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。財産収入につきましては、主に菰田中学校跡地等の売却に伴う売払収入を増額いたしております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入れを19億3589万2千円減額いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を6億6809万2千円追加いたしております。主な要因としましては、国の経済対策交付金等により前年度決算上の剰余金が大きくなったものでございます。

市債につきましては、今回計上いたしております起債対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。市債の最後に記載しておりますが、普通交付税から赤字地方債への振替分でございます臨時財政対策債につきましては、額の確定により増額をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、退職者の増などにより、表に記載しておりますように、一般職で職員数が当初見込みから19人減少しており、任期付職員・再任用職員の未採用、その他の増減要因と併せて一般・特別会計の合計で1億6651万9千円の減額をいたしております。

6ページをお願いいたします。総務費の一般管理費の合併10周年記念事業費では、名誉市民条例費といたしまして、名誉市民表彰に関する経費を追加いたしております。

電算管理費では、電算システムのリプレースに伴う電算システム新体系構築委託料、および情報ネットワーク端末機器購入費につきまして、額の確定に伴い減額いたしております。また、社会保障・税番号制度に対応するための住基等基幹業務システム改造委託料につきましても額の確定により減額をいたしております。

民生費、障がい者福祉費の障がい者福祉事業費では、障がい児通所支援事業費において、放課後等デイサービス給付費等の増額をいたしております。また、障がい者自立支援費では、障がい者自立支援給付事業費において、介護給付および訓練等給付件数の増により給付費の増額をいたしております。

7ページをお願いいたします。児童措置費の私立保育所等保育措置費の私立保育所特別保育事業費補助金につきましては、延長保育事業の基本分が保育単価に加算され、補助対象外となることなどが影響し減額をいたしております。また、私立認定こども園施設型給付費につきましては、入所見込児童数の減により給付費を減額いたしております。

生活保護総務費のその他の生活保護総務費では、就労支援業務委託料につきまして額の確定に伴い減額をいたしております。

衛生費、環境対策費の住宅用太陽光発電システム設置補助金につきましては、最初に説明いたしておりましたが、平成27年2月補正予算との重複計上分を全額減額いたしております。

ごみ処理費のごみ収集費では、指定ごみ袋の単価の減に伴い消耗品費を減額いたしております。

8 ページをお願いいたします。農林水産業費、農業振興費の農業振興事業費では、がんばる応援事業費の平成27年2月補正予算との重複計上分を減額いたしております。また、農地耕作条件改善事業費補助金につきましては、農地中間管理機構による担い手に対する農地賃貸借面積向上のため、飯塚東地区において実施される区画拡大等の改善事業にかかる経費を助成するもので、県補助10分の10を活用しまして、補助にかかる経費を追加いたしております。

農業土木費の各所新設改良事業費では、農村環境整備事業費につきましては、県補助10分の4を活用いたしまして、一本木水路改良事業にかかる経費を追加いたしております。

商工費、商工業振興費の商工業振興事業費では、地域活性化商品券発行事業補助金、および企業立地促進補助金の平成27年2月補正予算との重複計上分を全額減額いたしております。

商工業振興費の新産業創出支援費では、国の地方創生先行型交付金を活用し、トライバレーセンターのあり方及び改修工事等に向けたニーズ調査を行うため、オープンイノベーション拠点整備調査委託料を追加いたしております。

観光費の観光施設管理費では、財団存続に必要な純資産額300万円の出資金を追加するものでございます。

土木費、土木総務費、その他の土木総務費の大規模建築物耐震改修促進事業費補助金につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定により耐震診断を義務付けられた民間建築物の耐震補強にかかる経費を助成するもので、国庫補助3分の1および県補助6分の1を活用し、補助にかかる経費を追加いたしております。

道路橋りょう維持費のその他の道路橋りょう維持費および道路改良新設改良費では、中心市街地活性化事業費につきましては国交付金の減に伴い減額いたしております。

9 ページをお願いいたします。都市計画総務費の中心市街地活性化事業費では、都市サイン整備事業につきましては国交付金の減に伴い減額いたしております。同様に、街路事業費の国県道整備事業費では、新飯塚・潤野道路改良工事につきましては、国の交付金の減に伴い減額いたしております。

下水道費の浸水対策事業費では、大日寺川排水ポンプ新設事業費および潁田排水ポンプ場新設事業費につきましては、工事費等の額の確定により減額いたしております。

教育費、小学校教育振興費および中学校教育振興費の特別支援教育支援員等配置事業費では、いずれも学級編成によるクラス数が見込みより減となったことにより、少人数学級における任期付職員の配置人数が減となったため減額いたしております。外国人児童教育支援事業費では、県費職員の配置により任期付職員の配置が不要となったため減額いたしております。

小学校教育振興費および中学校教育振興費のその他の教育振興費では、幸袋小中一貫校建設に伴う体育授業等送迎バス運行委託料につきましては額の確定により減額いたしております。

小学校費の統合・大規模改造事業費では、菰田小学校大規模改造事業および飯塚小学校大規模改造事業につきましては、工事費等の額の確定により減額いたしております。

10 ページをお願いいたします。繰越明許費の補正は、「病院事業会計補助金」以下5件につきましては、年度内の完了が見込めないため追加いたしております。

債務負担行為の補正は、「野見山画伯ステンドグラス制作委託料」以下9件につきましては、契約等に伴い、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。「男女共同参画プラン策定事業委託料」につきましては、契約の確定により限度額の変更を行うものでございます。また、「固有財産購入費 パークタウン潤野公園敷」につきましては、土地開発公社への委託が不要となったため廃止するものでございます。

19 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたが、さきの本会議で、審査要望として「野見山画伯ステンドグラス作成委託料に関して「文化行政のあり方について」委員会で審査してほしい」との申し出がなされました件について、本件に直接関連するものではありませんが、質疑の前に執行部の見解を求めます。

○総務課長

文化勲章を受けられました日本を代表する飯塚市出身の洋画家の作品が新庁舎の玄関を飾り、多くの市民が自由に鑑賞できることで、真の芸術品を身近に感じることができるというふうに考えております。また、ステンドグラス、それ自体は千年持つとも言われており、未来まで市の文化財として残すことができ、作品を通じて末永く市民の豊かな感性や心を育むことができ、本市の文化振興に寄与するというふうに考えております。なお、本会議でご指摘のありました野見山画伯の功績や作品を紹介する企画の開催などにつきましては、著作権等の問題もありますので、今後、関係者と検討して、広く市民に画伯の功績や作品を紹介する努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

それでは続きまして、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。予算書の1ページ、第1表で歳入歳出予算補正全体像がわかるものがありますけれども、大きく言いますと、歳入が11億円減額補正で680億円ということなんですけれども、内容を見ますと、税収が133億円、地方交付税が169億円、国県支出金が185億円、そういう中で基金繰入れが19億円の減額で3億円というふうになっております。この基金についてなんですけれども、年度末の積立額は幾らになるのか、お尋ねをします。

○財政課長

先ほど説明いたしました資料の23ページを見ていただきますと、この基金の推移を平成21年から27年の12月補正見込みまでの記載をいたしております。今回の積立金の合計額が12月補正の運用積立と利子積立を合計いたしまして1億1027万8千円となっております。新規積立につきましては9億6421万1千円を積立てておりまして、最終年度末残高が220億2588万3千円となっております。

○川上委員

財政調整基金で見ますと、平成21年度年度末残高は37億円なんですね。翌年43億、55億、63億、73億、82億、そして今年度末は86億の見込みということなんですね。考えてみると、財政調整基金というのは、国の制約を受けずにですね、市民、住民の暮らしとか福祉を応援するために自由に使えるお金なんです。この間に、例えば市は国民健康保険税、かなり大幅に上げてきましたよね。本来、こういったものが住民に大きな打撃を与えるということで、ここから繰入れをして、負担を軽減するというのもできたわけなんですけれども、このように6年の間で財政調整基金、これは減れば、またふやすことができるはずなんですけど、この右肩上がり、2倍までなることについて、どのようにお考えか、お尋ねします。

○財政課長

減債基金も含めまして、この財政調整基金、ある程度自由に使えるわけでございますけども、ご承知のとおり本市は合併しまして10年後の28年、来年が28年ですが、合併算定替という交付税の減額が始まってまいります。きょう、後ほど報告事項の中にも財政見直しを入れておりますが、今後、かなり収支が合わない状況が続いてまいります。起債もかなり行っております。こういうものに財政調整基金あるいは減債基金を充てていながら財政運営をやっている

かないと、今後いけない状況になっておりますので、そのところご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

財政調整基金はないよりあったほうが良いと思います。しかし、今の答弁によりますとですね、目標が必要になってくるんじゃないですか。財政調整基金、いつまでに、どのくらいないと収支が合わないということに対応できないということになるんじゃないですか。その目標を持っているんですか。

○財政課長

行財政改革の大綱を平成25年に策定いたしておまして、26年から10年間の計画で取り組んでおります。中身としては前期の実施計画が26年から30年まで、この大綱の目標値が財政調整基金と減債基金を合わせて35年時点で64億を目指そうということで、目標値を設定しております。この64億というのは、標準財政規模が本市320億程度でございますので、その2割の64億を目指していこうということで、その数字を持っております。ただ、先ほど申し上げましたように、収支がかなり合わないで、基金を取り崩していかなければならない状況が、ことし、来年ぐらいからずっと続いてまいりますので、それを含めて、目標を達成していきたいというふうに、見通しとともに考えております。

○川上委員

本当に収支が合わない状況が来るのかということなんですよ。少し聞いてから、またその話したいと思うんだけど、市債、今年度の借金は、先ほど説明があったような事情で減額補正となっておりますけれども、今年度、全体では113億借金することになってますね。これによって、先ほど基金を聞きましてけれども、年度末市債の残高は幾らになるのか、お尋ねします。

○財政課長

先ほども見ていただきましたが、補正予算概要書の22ページに市債の状況を記載してございます。この22ページの1番上の段に、一般会計で平成27年度末現在の現在高見込みが685億5486万6千円となっております。

○川上委員

一般会計、特別会計があるわけですがけれども、この中で注目しなければならないのは、その合併特例債による借金がどのくらいになっておるかということだろうと思うんですよ。これまでの合併特例債の発行について、年度末どのようになるのか、お尋ねをします。

○財政課長

いま見ていただいております市債の状況表の1番下の欄に、合併特例債という欄がございます。その1番右を見ていただきますと、平成27年度末の現在高の見込みとして300億3449万2千円となっております。

○川上委員

この借金についてですね、合併特例債だけではないんですけども、借金について振り返ってみますと、例えば一般会計、特別会計の借金の残高は、平成21年度が559億、22年が535億、23年が522億、そして平成20年が554億、ここからふえていくんですね。25年度が566億、そして26年度が620億、そして今年度末が725億ということなんです。先ほどはその貯金が、その財政調整基金が37億から86億に、2倍を超えておるといふふうに言ったんですけども、この借金のほうはね、2倍とは言わないけども、その莫大な借金を積み上げてきているわけです。この借金について危険水域にあるとお考えなのか、それともまだ大丈夫というふうにお考えなのか、お尋ねします。

○財政課長

いま委員ご質問の金額、普通会計で最終的に約718億3900万、それくらいでございます。大体設計でいきますと28年がピークになるというふうには考えております。このうち交

付税措置、合併特例債がかなりこの中の起債で多いわけですが、交付税措置で7割が、70%交付税措置ということになります。すべてが合併債ではありませんので、有利、不利も含めてあります。それともう1つ、この資料の一般会計の次の部分で、臨時財政対策債231億3千万ほどありますが、これはすべて交付税措置をされると、100%ですね。そういったことから、確かに借金がかかりかさんでおりますが、いろいろ国の考えもありましようけど、交付税措置がかかりこの部分ではされると、7割近くが借金の部分では交付税措置されるということで考えております。借金はしないにこしたことはありませんけど、できるだけ今後は、38年ピークになりますけど、その後はできるだけ返していくという形で考えております。

○川上委員

38年がピークで、そのあとはできるだけ借金は返していくと。できないときはどうなるんですかね。私が聞いたのは、いま危険水域にあるという認識ですかと聞いたんですよ。その辺どうですか。

○財政課長

いま申し上げましたように、実質7割が交付税措置ということですので、危険水域という認識は今のところ持っておりません。先ほどちょっと申し上げました、間違えました28年がピークになりますので、その後、返していって37年では600億を切る数字になるという推計をいたしております。

○川上委員

6年くらい前に、今後の市債残高の見通しをお尋ねしたことあるんですよ。そのときに340億ぐらいまで減っていくようになっていたんですよ。その後、借金しないと市政運営はできませんけれども、合併特例債に傾斜してね、頼っていこうという感じにどうしてもなってくるでしょう。国が補助金を削るから。国は支出金を削る、だけど地方が自分で借金していいよと、借金していいけども7割しか自分は責任を負わないよと、あと3割は頑張れと、非常に無責任な。それで認識としてはですね、今の飯塚市政の財政状況は打開できるという認識なんです。

○財政課長

先ほども申し上げましたように財政の見通しについての報告を行いますけども、28年がいま言いました市債のピークを迎えます。毎年度10億から15億ぐらいのマイナスが生じて、それを財政調整基金、減債基金等で充当してまいります。そして、10年、11年後ぐらい、38年ぐらいにはプラスにと言うか、収支が大体とんとの状況になるというふうに見込みを立てております。前回、24年の見通しでは、35年に収支バランスが合うと、黒字化するという目標を立てておりましたけども、3年ほど延びる形で考えております。

○川上委員

はっきりお答えになりませんね。当然だと思います。不安定要因が幾つもあると思うんですよ。皆さんのイメージとの関係でいくと。私は市民に知っていただかなければならないことは、これから先、地方交付税が減っていく可能性が高いというわけでしょう。その地方交付税の中に、借金返しに使いなさいというお金はふえてくるわけでしょう、ある時期までは。そうすると、住民の福祉のために使えるお金は、減ってくる地方交付税、ふえてくる借金返しのためだけのお金、そのために住民の福祉のために使えるお金は非常に圧迫されてくるという、ここに住民の不安というのがあるのではないかと思うんですけど、どう思われますか。

○財政課長

住民の福祉、特に今回、扶助費あたりかなり伸びておりますけど、これについては消費税の関係もありますけども、補助金から交付税措置のほうに切りかわっておりますけど、当然、そういったものについては、交付税も当然ふえてくるというふうと考えております。

○川上委員

例えば、どういうふうに思われるかわかりませんが、今年度から、自治会などが行っている資源ごみ回収の単価がね、切り下げられたでしょう。これによって市はどれぐらい支出が減るんですかね、300万ぐらいですか。国がさまざまに介護報酬を切り下げたりする。それから認定の軽度化も進めてくる。保育所、学校、幼稚園、深刻な事態ですね。国の制度が基本にあるわけでしょうけども、そうした中で、飯塚市が国がそういうことするのであれば、体力をつけながら対抗していくということが大事になってくるんですけど、そのためにですね、体力がないのかと、新庁舎問題など莫大な借金を抱えるやつを見直すというのも大事ですけども、財政調整基金がもう86億になろうとしているわけでしょう。貯めすぎじゃないですか。これを使ってしまったら、なくなるという性質のものではないわけですから、減ればまた貯まることもあるわけだから。だから、この財政調整基金、全部とは言いませんよ、一部を適切に使って、もっと言えば、その他も含めた基金が230億ぐらいあるわけですけども、資金運用とかいうだけではなくて、利子も稼いでいるわけでしょう。そういうことだけではなくて、適切に取り崩して、今の住民の暮らしと福祉を支える方向にお金を使っていくと、この発想がいる時代になっているんじゃないかと思うんですよ。介護とか福祉とか環境とか、もうとにかく右肩上がりまでどこまで行くかわからないけど、とにかく福祉でもなんでも行革の名のもとに削って行って、財政調整基金だけをふやしていこうというこの考えを改めたらどうかと思いますけど、どうですか。

○財政課長

財政調整基金は確かにふえておりますけど、本年度になってと思っておりますが、減債基金にも決算剰余を積み立てることができるように条例改正をさせていただいております。要するに起債した償還金に充てていきたいと、ほとんどがもうこのように関わってきますので、そういった措置も今回とっております。いま委員言われますように、基金については毎年、後ほど見通しのほうを説明しますが、さっき言いましたように15億前後の赤字が毎年出てくると、10年で150億ぐらいすぐなるわけですから、これに財政調整基金、減債基金を充てていきたいというふうに考えて、いま積み立てているわけでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:36

再開 10:36

委員会を再開いたします。

( 発言する者あり )

暫時休憩いたします。

休憩 10:36

再開 10:36

委員会を再開いたします。

○川上委員

例えば、今年度の借金返済額は約59億なんですね。それで、これは今後どういう見通しになりますか。その公債費の動向は。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:37

再開 10:37

委員会を再開いたします。

○財政課長

本日、最後にご報告いたします予定の普通会計の財政見通しというものがございます。この

3ページをお開きいただきたいと思います。今言われております部分の今後の見通しを書いておられます。③として、全体分というふうに上のほうの欄外に書いておられますが、この表の1番下、行革等効果額算入後の歳入歳出差し引き額、ここの推移が、要するに赤字の部分、要するに収支でございます。27年が11.5億、28年が16.9億、ずっと行きまして、38年で先ほど私申し上げましたように、1千万ぐらいの数字で収支がほぼ合いますよというところでございます。この次の次の箱の財政調整基金、減債基金が合わせまして27年で146億でございます。これをずっと充てていきますと、最後37年ぐらいまでで41億、100億ぐらい減っていくというもので、今言いましたようにこの基金を充てていきたいというふうなことです。それから、参考1の公債費というのがありますが、ここの全体額、これが借金の金額です。借金を返済する金額ですね。27年で60億8千万円、ずっと行きまして33年で74億、徐々にまた減ってまいりまして38年で63億という感じで、これにつきましては行革の大綱の中で、大体70億ぐらいで収めていきたいということで、これ臨財債とかが入っていますので、それを除いたところで、70億ぐらいで収めていきたいということで、これについては目標をクリアいたしているところでございます。

○川上委員

何度か指摘をしたことがありますけれども、この間の市財政を圧迫している要因は何なのかというのをね、やっぱ10年、20年ぐらいさかのぼって総括しなければ、国との間柄を含めてね、見えてこないと思うんですよ。それで、市の場合は、例えばオートレースからの繰り入れがなくなったとか、そういったことを言いたくなるんでしょうけども、それは話が違うんですよ。国との関係をまずきちんと押さえながら、その中に合併特例債による借金の誘導策の問題とか、実力もないのに無茶な大規模開発をやらうとしていこうとか、そういったことをきちんと反省し、総括しないといけないと思うんです。したことがあるんですよ、合併前に。合併して、その教訓とかもう飛んでしまったんですね。それで、先ほど財政課長もおっしゃったと思いますが、今の積み立てというのは、答弁からすればね、借金返しのために貯金をしておるという本質があるわけですね。財政調整基金というのは、借金返しにも使うかもしれないけれども、減債はもちろん借金でしょうけど、財政調整基金というのは、いざというときに住民の福祉、暮らしを守るために財政出動する財源なんですよ。これがいつまでも右肩上がりというのは異常ですよ。大体もう10年前からいざという事態になっているわけですから。だから必要なときに決断して、借金返しのための貯金じゃなくて、福祉を守るために調整基金を使うという決断がね、調整基金だけじゃなくて、基金全体についても取り崩して使うという発想があるだろうというふうに思います。

それですね、そういった認識を示したうえで、8ページの第3表 債務負担行為補正（追加）、新庁舎ネットワーク構築委託料について、予算にかかわっていくのは来年度からということのようですが、その準備があっているかと思えます。その辺をお尋ねします。

○情報化推進担当次長

新庁舎が完成し入居するのが29年5月に予定をしておりますので、今のシステムを動かしながらスムーズに移行できるように準備を進めているものでございまして、28年度中では設計から施行まで行うことが難しいので、27年度より債務負担行為を設定しているものでございます。

○川上委員

これは構築委託料ということになっていきますけれど、委託先はどこになりますか。

○情報化推進担当次長

本来、システムというのは5年ごとに置きかえているんですが、リプレースをしているんですが、まさに28年1月、システムのほうはリプレースを行うんですけれど、今回の債務負担行為であげておりますネットワークの機器類というのは、利用年度を少し、新庁舎が建つまで



利用しまして29年の5月に移設と同時に置きかえを計画をしております。本庁、支所、出先が約80カ所ほどあるんですけれど、そのすべてにおいてネットワークの関係の機器が置いてありますので、それを計画しております、いま現在システムを提供しております行政システム九州さんのほうにお願いしないと、スムーズな移行ができないというふうに、現行のシステムを動かしながら短期間で移設しないといけないので、できないというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、このお金の行き先はもう決まっているわけですね。

次にですね、9ページに廃止があります。公有財産購入費、パークタウン潤野公園敷（土地開発公社委託分）となっておりますけども、この廃止の理由をお尋ねします。

○都市計画課長

本区域一体は、市の住宅供給計画の一環として県事業により造成が完成し、平成8年より県公社により販売が開始されています。平成9年に近隣公園用地として、飯塚市土地開発公社が福岡県より取得いたしました。本年の平成27年8月18日に、飯塚市公有財産有効活用等検討委員会を開催し、行政財産として買い戻しを行い、利活用について検討し、売却しても問題ない旨の回答を得ております。本年度に飯塚市土地開発公社から市が買い戻しを行う予定であり、債務負担行為の必要がなくなるため、廃止を行うものでございます。

○川上委員

公園をやめて、どこか不動産会社に売ろうという話ですか。

○都市計画課長

公園については、もうその必要性がないということを経営から受けておりますので、土地開発公社から買い戻しを行うのは、先行買取して都市計画課のほうが行っておりますので、買い戻しを行いますけれど、有効利活用検討委員会の中では、普通財産として売却を行う予定で検討しております。

○川上委員

あそこは、嘉穂高校側が先行して住居が入っていて、そしてかなり遅れて、東宝ホームがいま開発を、だいぶん売れていますけれど、そして今問題の土地は、ソフトボールとか、子どもが遊んだりとか、いい感じのところなんです。あれを住宅開発地として売却するとすれば、中に開発遊園が何かをつくるんですかね。それにしても、福岡県が公園をつくらなくて良いという立場にあるんですか。

○都市計画課長

本来、10年間についてはですね、公園用地ということではございましたけれど、実際、その公園としての有効利活用ができたということで、あとは市の判断に任せるということになっております。

○川上委員

次に、14ページ、もう簡潔にいきますけども、たばこ税です。先ほど税収が減るであろうということで、減額で当初予算を計上しておったけれども、伸びておるということで、今度増額補正ということなんです。この減るであろうという見込みが何であったのか。そして今度、想定外で税収が上がりましたという要因、それをどう考えておられるか、お尋ねします。

○税務課長

たばこ税の予算につきましては、当初、平成25年度に大幅な値上げと消費税の改正があったことから、それとあわせて、国民の健康志向等を考慮して、少なくなるというふうに見込んでおりましたが、本年度については、値上げの影響なり、消費税の影響についても薄らできたというふうな状況判断をしております。

○川上委員

飯塚たばこ組合への補助金が減ってますね。50ページにありますけれども、飯塚たばこ販

売協同組合補助金が3万6000円減っているんですね。これは、たばこ販売による税収増との、当初予算との関係ですけれども、との関係で見るとどういうことになるんですか。

○税務課長

たばこ組合の補助金につきましては、たばこ組合と協議をさせていただいて、当初、売り上げの1000分の5%を補助金として交付するようにはしておりましたが、本年度については、それを1000分の4.5%ということでお話がつき、来年以降、1000分の4、最終的には平成30年度を目途に定額30万円の補助金ということで、話しがついたもので、今回はその1つでございます。

○川上委員

組合と話がついておるといふことなんですけれども、話の持っていく方としては、市のほうで補助金を減らしていきたいという趣旨での話の持っていく方なんですか。

○税務課長

たばこ組合の補助金につきましては、行革の一環として、外部団体補助金の、ちょっと忘れましたが、その中から、たばこ組合に対する補助金については、たばこの売り上げを助長するための補助金の一環ではないかということなどを含め、そういうところから、補助金については減額ないし廃止すべきであるというようなご意見をいただいた中で、たばこ組合のほうと話をさせていただいて、今回のような結論になったわけでございます。

○川上委員

たばこ販売が健康を害するというので、それを抑制する目的で補助金を抑制するというふうには聞こえるけれど、そうですか。

○税務課長

そういう目的で、補助金を交付するのはいかなものかなということで、ただ、たばこ組合に関しましては、たばこに関するマナーアップとか、未成年者の喫煙防止などの啓発に力を入れておられることから、そういう部分については、補助金を残しておいてもいいのではないかなということで、今回、そのような段階的な削減につなげたわけでございます。

○川上委員

たばこ組合の補助金の目的は、たばこ販売をじゃんじゃんやってくださいという目的じゃないでしょう。そういう目的で補助金を出してないでしょう。そういう目的ではないんだから、それを削ることによって、たばこ販売が抑制できるとか関係ないでしょう。むしろ、いま課長が言われたように、例えば成人式のときに節煙のこととか、マナーのこととか、いろいろと説明しているじゃないですか。そのほかのこともマナーを守りましょうとか、いろいろJTも宣伝しているじゃないですか。だから、補助金の目的を間違えると、今言ったようなお話になるんじゃないかと思うんですよ。そこのところはきちんとしたらどうかなと思います。

それから、予算書の43ページ、企画費の説明欄に総合計画策定支援委託料の減額補正が出ています、478万8千円。この額の説明とですね、総合計画策定がどういうふうな、どこに委託して、今どのようなところに来ているのか、お尋ねします。

○総合政策課長補佐

総合計画の委託先でございますけれども、委託先につきましては、パシフィックコンサルタンツ株式会社九州支社でございます。そして、現在、総合計画につきましては、総合戦略とあわせまして市民アンケート等をいたしまして、各地域におきまして、市民会議等いたしまして、その分析等を行っているところでございます。本年度末に第1回目の総合計画の審議会を開催いたしまして、骨子案を策定したいというふうに思っているところでございます。

○川上委員

この減額補正の意味は、どういう意味ですか。

○総合政策課長補佐

減額の理由は契約額の確定と、それと本来、総合計画の中でアンケート調査、それから実態把握の委託を計画しておりましたが、26年度の繰越明許の総合戦略の予算の中で執行した関係で、その分が減額となっているところでございます。

○川上委員

もともと、この総合計画の策定支援を外部に求めなければならないかという問題はあろうかと思えます。

次にですね、44ページの地域振興費の説明欄にコミュニティバス等運行費の減額が出ております。この減額の意味合いとですね、今の利用の実情がどうなっておるか、お尋ねします。

○商工観光課長

コミュニティバスの減額の状況につきましては、契約の確定による減額でございます。それと利用状況につきましては、少々お待ちください。利用状況につきましては、いま手元に資料がございませんが、昨年度と比較しますと予約乗合タクシー、コミュニティバスについても伸びている状況でございます。

○川上委員

どのくらい伸びておるのかということがあるんでしょうけれど、伸びている原因、要因はどうお考えですか。

○商工観光課長

26年度から27年度にかけては、バス停の増とか改善を何点かしております。そういうものと、それとPR等も行っておりますので、そういうものが原因だと考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:08

委員会を再開いたします。

○川上委員

そこで、コミュニティバスと予約乗合タクシーの件ですけれども、例えば予約乗合タクシーの登録者数が前年度と比べてふえたとか、何かそういうようなことがありますか。

○商工観光課長

データはとっております。今ちょっと手元に資料がございませんので、データでは着実に登録数はふえております。

○川上委員

前年と比べていくつか改善すれば、伸びたんじゃないかと思うということのようですけど、だから一般質問でも述べましたけども、合併前に、コミュニティバス、ふれあいバスとかいろんな名前でも走ってましたけど、あの水準まで戻せばね、これは乗合タクシーをやめたらいいとかいうことじゃなくて、両建てでいけばね、本当に助かるんじゃないかと思うんですよ、住民の皆さんは。それにかかる費用は元の程度、旧自治体で走らせていた程度でできるはずなんですよ。飯塚はもともとゼロだったわけですから、旧飯塚は。だから合併前の予算、財政出動で今よりはるかに充実したサービスが提供できると思いますので、それは検討してもらいたいというふうに言い続けております。

それから、45ページの電算管理費についてお尋ねします。説明の下のほうですけれども、住基等基幹業務システム保守点検委託料44万5千円の減額ということですけども、これを説明してください、委託先とか。

○情報化推進担当次長

飯塚市がシステムをお願いしております行政システム九州の年間分の基幹系の保守料の執行残でございます。

○川上委員

その委託先とですね、続けて言いましょね、46ページにも住基等基幹業務システム改造委託料の減額補正が約2千万ぐらいありますけども、あわせて同じ趣旨で答弁をお願いしているですか。

○情報化推進担当次長

1989万円の分はマイナンバーに係る分のシステム改造費の執行残でございます。業者はシステム納入業者でございます行政システム九州でございます。

○川上委員

住基等についてですね、事業が始まって、どれくらいお金をかけたと思われます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:12

再 開 11:12

委員会を再開いたします。

○情報化推進担当次長

23年に今の行政システム九州さんにシステムを、それまでのNECから置きかえまして、それ以降5年、28年の1月まででございますが、その間の費用が約20億円でございます。これは住基だけではなく内部情報系、グループウェアだとか、財務会計だとか、そういったものも含めてでございます。

○川上委員

少しづれないように質問しますけども、このマイナンバーの関係で住基システムを廃止しようということなんですね。それとのかかわりはどういうことになりますか。

○情報化推進担当次長

マイナンバーが入ることで住基のシステムが廃止になるというようなことはございません。平成29年の7月からは、自治体間の連携が始まりますけど、それは転入、転出に伴うとき、もしくはいろんな業務で、転入してこられた場合で、前のところの情報が必要な場合になるときなんかは、マイナンバーを利用して直接番号で連携するわけではございませんけど、マイナンバーはその情報を連携するためのものがございます、今の住基というのは、住民基本台帳法の分でございますので、それが廃止になるということではございません。

○川上委員

その少し下になりますけども、情報ネットワーク端末機器購入費の減額補正が2332万5千円、これについて説明を求めます。

○情報化推進担当次長

この2332万5千円は、リプレースに伴います基幹系、情報系の約1千台の購入したときの執行残でございます。

○川上委員

この執行残について、執行部としては、どういう評価をしていますか。

○情報化推進担当次長

東ねたことによる入札でございますので、その辺で効果があったものというふうには思っております。

○川上委員

まだそういうことを言っているわけですね。これは発注の結果でしょう。分離分割発注が自治体の基本だという議論をしたじゃないですか。だから、東ねたことによる効果とか言ったらちょっと変ですよ。これは発注の結果ですよ。分離分割発注によって結果が出るんだけど、それとこれは比較のしようがない、違う発注の仕方したわけですから。それをもってね、東ねた

からというふうに言うのは、一括発注した効果だと言うのはおかしい。もう2回目ですからね。

次は、47ページなんですけれども、人権同和推進費に係ります人権啓発センター・同和会館の管理運営費、それから、整備事業費、集会所等整備事業費などについて、減額補正が出ておりますけども、一括して説明してください。

○人権同和政策課長

まず、人権啓発センター・同和会館管理運営費でございますが、このうち消防設備保守点検委託料2万6千円、これは執行残でございます。それから人権啓発センター・同和会館整備事業費、筑穂人権啓発センター改修工事費委託料1万8千円、これも執行残でございます。それから集会所整備事業費、はじめに各所測量委託料ということで、4万8千円をしておりますが、これは、このあと議案で出させていただきます畝割集会所のほうが、既に測量をしておったということで挙げているものでございます。それから、各所工事設計委託料55万円でございすけれども、納骨堂でございます。西鹿納骨堂の改修の際、予算をつけておりましたけれども、分割発注をすることによりまして、不要となった額でございます。最後に、器具費でございますけれども、こちらのほうも、西鹿納骨堂改修の際、位牌段の執行残というふうにしております。

○川上委員

このうち筑穂の人権啓発センター改修工事、必要な改修工事なんでしょうけれども、この啓発センターそのものについては、今どういう利用状況になっていますか。

○人権同和政策課長

隣保館と言わせてもらっていますけど、筑穂人権啓発センターにつきましては、地域の住民の方々から利用していただいております。デイケアサービスとか、さまざまな福祉活動、福祉のほうで使っております。それから、人権啓発センターでございますので、人権にかかわるような事業ということで、利用しているというような状況でございます。

○川上委員

筑穂の人権啓発センターは、もう既に人権啓発という意味合いでね、もう任務はとっくに終わっていると思うんですよ。それで、地域の方が使われる施設として整備していくのは重要と思うんだけど、人権啓発センターという位置づけでね、同和条例で位置づける必要はまるでないと思います。1度検討してもらいたいと思います。

続けて、49ページに、総務管理費の諸費ということで、自治会関係費がありますね。このところ、まちづくり協議会への補助金のことが議論になったりすることがあるんだけど、自治会関係が一体どうなっているのかなという気がしておりました。直接関連ということでもないようなんですけれども、市の姿勢を示すものがここにあるのかなという気もしますので、この減額補正について、説明を求めたいと思います。

○まちづくり推進課長

自治会関係費の減額につきまして、費用弁償につきましては、自治会長会の会長さんの会議の確定に伴う減額でございます。それから普通旅費につきましては、自治会長会の研修視察に伴う旅費の減額でございます。それからバス借上料は、視察研修のバス代の額の確定に伴う減額でございます。

○川上委員

私は、まちづくり協議会について、もう少し交通整理をしないといけないことが市としてはあるのではないかと。議会でのやりとりなどを聞いておりましたが、あたかも市の機関の一部であるかのようなニュアンスで答弁がある場合もあります。その辺も含めて交通整理がいるんですけども、自治会あるいは自治会長会との市の関係は、これまで築いてきたものがきちんとあるわけですから、まちづくり協議会と話をしております、自治会長は知りませんでしたというようなことが起こってはならないと思うんですね。直ちにこの減額補正がそれにつながって

おるといふふうには思いませんけれども、心する必要があるのではないかというふうに思っております。

続けて、63ページ、これは障がい者福祉費ですけれども、63ページの説明欄の中ほどに重度障がい者医療費の減額が4123万円になっております。これについて説明をお願いします。

○医療保険課長

この減額につきましては、本年度上期の実績をもとに年間の見込みを推計いたしまして、医療費の減ということを見込みまして、減額補正をいたしております。

○川上委員

それで、どうしてこのように大きい減が出るのか、重ねてお尋ねします。

○医療保険課長

中身の詳細につきましては、分析をいたしておりませんが、上期医療費が当初の見込みよりも伸びなかったということで、年間を見込みましたところ、4千万円程度の減額というふうにいたしております。

○川上委員

それによって、このまま行けば、前年度比でどういうことになりますか。

○医療保険課長

申しわけありません。細かい数字につきましては、今ちょっと申し上げられませんが、前年度比で減となる見込みでございます。

○川上委員

そのことについてはどういう評価なのか、先ほどの答弁ではわかりませんでした。どういふふうと考えてあるか、お尋ねします。

○医療保険課長

結果として、減の見込みではございますが、医療が必要な方につきましては、この医療費支給助成制度によりまして、適切な医療は受けていただいていると、減ってはおりますけれども、適切ではないかと考えております。

○川上委員

きょうは、資料がないというようなことなのですが、これまで、この制度で医療を受けていた方々の中で、新たに受けられないという人は少ないだろうと思うんですね。新たに、実は該当するんだけども制度を知らないとか、いろんなことがあるのかもしれないけれども、制度を知らないことによって、受けられないでいる人がいないとか、かなり把握はされていると思いますけど、そういったことにきちんと手が打っているかどうか心配していますけど、どうですか。

○医療保険課長

この医療費支給制度につきましては、ホームページ、広報等で周知をいたしております。医療費としては減ということでお答えいたしましたが、件数的には前年度比で増となっております。

○川上委員

次は、66ページに乳児家庭全戸訪問事業費の補正が出ています。これは国にお金を返すんですね。私は乳児家庭全戸訪問事業というのは、非常に重要な事業だと思うんですけども、この返還金の意味合いと、事業がどの程度まで今できておるのか、お尋ねします。

○子ども育成課長

乳児家庭全戸訪問事業は、原則4カ月までの乳児がいる家庭を訪問して、子育てに関する情報提供、育児に関する相談を受けることで家庭での適切な養育の確保、要保護児童等の早期発見、早期対応を進めることを目的とした事業であります。4カ月までに行きますので、3月に

生まれた子どもは、4、5、6、7月までには行くようになってます。それで、拒否件数も昨年は1件でしたけれども、全家庭をまわって子どもとお母さんをケアしております。情報提供しております。そして、4カ月健診というのがありますので、そこで、家庭で見れない場合は4カ月健診のほうに出向きまして、お母さんとお子さんを見ております。26年度の実績に合わせてその対象経費が少なかったなので、返還になっております。

○川上委員

そこですとね、67ページ以降の児童措置費の保育所にかかわることなんですけれども、新制度になったということと、それから飯塚市が独自に進めようとしたことがなかなかうまくいかないというようなことで、現場で混乱が生じ、保育所に入れないうちの子どもたちが多数いるということのようなんですけれども、この状況について、この補正予算との関係で説明をしてもらえますか。

○子育て支援課長

補正予算の関連で申し上げますと、まず68ページの1番上の、例えば私立保育所施設型給付費の7305万円の減額などがあろうかと思われまして。この私立保育所の施設型給付費の減額につきましては、当初の入所見込みから、人数にいたしまして延べ556人分の減額ということで補正をあげているわけですが、この556人の大半は0歳、1歳というふうに見込んでおります。一般質問の答弁等でもご説明いたしましたが、当初、0歳、1歳が新制度によりまして、申請者がふえるであろうということは、当然見込んでおいたわけではございませんけれども、保育士不足等ですね、そういった事情によりまして、このうちの一定の人数は入らなかったというような事情がございます。したがって、そういったところで、この減額補正を計上させていただいているところでございます。

○川上委員

待機児童は何人ということになっていきますか。

○子育て支援課長

12月1日現在で102名でございます。

○川上委員

私は、先ほど言われました556人という人数と、この102人の人数が、どういふかかわり合いになっているか考えることが重要だと思うんですけれども、そのところはどうか考えてありますか。

○子育て支援課長

この補正であげております556人分と申しますのは、延べ人月ということでございますので、これを12カ月で割れば、40数名ぐらいの分の補正ということにはなるかと思っております。現在102人の待機児童と申しますか、支給認定証を交付されながら、保育所、幼稚園等に入っていない方がいらっしゃるわけなんですけれども、これらの方々といいますのは月の途中入所の方々でございますので、なかなか分析は難しいんですけども、それに見合うか、それに大体見合うのではないかなというふうに思われますが、ちょっとそこまでの詳細な分析はいたしておりません。

○川上委員

私は以前の議会の一般質問で、介護保険で要支援1の方と要支援2に該当する方々がどのくらいおられて、そしてその方々が新事業、統合事業に移行をさせられてしまうんですけど、何人ぐらいでしょうか。そのうちお1人で暮らしてある高齢の方は、何人ですかと聞いて、そのときはわかりませんと、人数もわからないという答弁だったんですよ。当然、名前もわかるわけではないんですけども。この子どもの保育についてもですね、正確に途中入所であろうと把握してですね、最後の1人というのはおかしいんですけども、次々に需要が発生するわけですから、1人1人について完全に手当てできるという体制をとらないといけないと思うんですけど、

それが今難しいという最大の原因が保育士不足ですか。

○子育て支援課長

現在、入所できなくていらっしゃる102人のお子さんにつきましては、これは個々にすべて把握をいたしております、もちろん空きがあり次第、入れるお子さんというのも翌月以降、出てくるわけでございます。この保育士不足に関しましては、いわゆる園のほうでの受け入れが、保育士が足りないことによってできないということでございます。現在、いくつかの園では保育士さえ確保できればですね、お子さんが入れるといったところもございしますが、現状なかなかそういったことができない理由といったようなところでございます。

○川上委員

今の現状というのは、国がその公的保育の責任は投げ出してですね、公立と私立で支えておいた公的保育を、そのうち公立を解体していこうという攻撃を始めたでしょう。公立については、その基本的にお金は出さないと、国は。人件費についても、それからその施設についても。そうすると自治体は保育をやめるわけにいかないから、民間にお願いする。土地もただ、建物もただと。それで例えば、飯塚市の場合は平成17年から横田保育所を皮切りにやって来たわけです。合併してほかの関係のところも引きずられてくるんだけど、そのとき言っていたのが、公的保育の水準を維持するためには、公立保育所をきちんと確保しなければ、利潤追求に走っているわけではないけれども、民間の場合いろいろ苦しいこともあるから、その水準で保育水準が下がっていくでしょうと、だからその公立保育所をきちんと維持することによって、公的保育全体の水準を維持していこうという訴えをしたことがありますけれども、それに対して飯塚市はですね、とにかく退職の迫った公立の市職員の保育士の退職に合わせていくかのように公立保育所の廃止と民間への移譲を進めていくわけですよ。ちょっと前までね、この微妙なところで来ていたと思うんだけど、今それがもう完全に崩れているんじゃないですか。だから国の誘導が1番危険だったと思いますけれども、それに合わせざるを得なかった飯塚市の対応としてですね、今日の保育現場の難しい状況が必然的に生まれていると。これは逆回転させる必要があるわけですよ。どこから逆回転させるかということ、その頭からですよ。だから国にきちんと、仮にと言いますけれども、新制度のもとでもきちんとした財源を確保せよという要求をする必要があると思いますし、それから緊急のことと言えはですね、施設についてはいろいろ提案がございましたけれども、こういうときね、市長、財政調整基金を使うんじゃないですか、本当に。この保育の現場と介護の現場、ここで若い人たちが夢とか希望とか簡単に言いますが、持ってね、そして生活設計ができる、そういう賃金を保障できるようにしていんじゃないかと。特にこれ以上ね、私は公立保育所を減らしてはいかんと思います。ここは国にきちっとものを言ったり、それから市が、お金はあるわけですから、一部取り崩してでもね、頑張らなきゃならないときじゃないかと、今乗り越えなければいけないと思います。そのことを申し述べておきたいと思います。

それから、その関係になりますけれども、70ページの保育所費なんですけれども、70ページの中ほどに臨時職員の賃金、減額補正が2112万1千円出ております。説明をお願いします。

○子育て支援課長

臨時職員賃金でございますが、当初予算の段階では保育士を延べ1587名雇用する予定でございましたところ、今回補正といたしまして、年間の見込みといたしましては1457名、約130人の減ということで見込んでおります。これにつきましても、先ほどご説明いたしました原因の一部がやはり影響していると思われま。保育士の確保が円滑に行けば、この減額というのは、もう少し低かったのではないかとというふうに考えておりますが、今回、実態に即して補正を計上させていただいた次第でございます。

○川上委員

それから71ページですが、公立保育所民営化統合事業費の減額について、2つありますけ



ど、これについてお尋ねします。

○子育て支援課長

これにつきましては、幸袋の保育所の民営化に備えまして、引き継ぎ保育士分として計上しておた分でございますけども、保育所の民営化が、昨年お申し込みが1法人あったものの、結果として辞退されまして、民営化が滞りましたので、そのための保育士の引き継ぎ分を減額させていただいているところでございます。

○川上委員

辞退の理由は何ですか。

○子育て支援課長

保育士の確保に懸念があるということでした。

○川上委員

介護の現場と同じですね。

菰田・徳前保育所統合事業費について補正が出ておりますけども、現状どうなっておるか、お尋ねします。

○子育て支援課長

菰田・徳前保育所の統合事業費の中で増額の補正をあげておりますのは、定員の見直しを図りまして、40名定員の増の見直しを図っております。それに見合う消耗品費、保育備品費でございます。

○川上委員

この新しい保育所の立地場所は、名前は菰田保育所ということのようですが、立地場所はどこですか。

○子育て支援課長

堀池地内でございます。花市場の横でございます。

○川上委員

構想のときに飯塚駅周辺、特に市が取得しております炭都の跡地ですね、とかいうのは構想のときには検討がなかったですか。

○子育て支援課長

当初、比較はしておりましたが、やはり敷地が狭いということで、現地に決まった次第でございます。

○川上委員

次にですね、74ページ、生活保護総務費に関わってですね、説明の中ほどに、就労支援業務委託料、年金手続等支援業務委託料、それから就労意欲喚起等支援業務委託料、この3つについて、委託先とですね、どういう仕事をしておるのか。どこでどういう仕事をしておるのか、お尋ねします。

○保護課長

まず、就労支援業務委託料でございますけども、この就労支援というのは、就労支援員が2名おまして、保護課内で就労いたしております。それと、年金手続等支援業務委託料でございますけども、年金手続きの指導員がおりまして、これも保護課の中で就労しております。就労意欲喚起等支援業務委託料でございますけども、これは、一般就労にかかる1歩手前の保護者、そういう方たちが各施設等に行きまして、職業訓練の一環として生活自立、社会自立段階からの訓練を受けるということでございます。委託先でございますけども、就労支援業務委託はマネジメントバンク。そして、年金手続等支援業務委託は株式会社ACR。そして、就労意欲喚起等は、市内の社協とNPO法人BASARAということになっております。

○川上委員

ACRは何人で仕事をしているんですか。

○保護課長

1人でございます。

○川上委員

ACRは、別の業務も委託を受けていますね、穂波支所で仕事してるとは思いますけど、どうなってますか。どこが所管ですか。

○社会・障がい者福祉課長

生活困窮者自立支援制度ということで、現在、社会・障がい者福祉課が所掌して事務を行っております。

○川上委員

その生活の関係ですけれども、ACRは何人体制でその仕事をするかになってはいますか、契約では。

○社会・障がい者福祉課長

現在、穂波庁舎の1階部分に支援相談室を設けておりますけれど、こちらのほうでは、相談員室長1名、それから相談員1名、そして臨時職員が0.5ですか、都合2.5人体制で進めておるところでございます。

○川上委員

それが、契約上の配置人数ですか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりでございます。

○川上委員

この2人と非常勤の方の中で、ほかの業務を、ACRという会社の内部で、ほかの仕事も兼任したりはしてないですか。

○社会・障がい者福祉課長

支援相談室の業務については、先ほど申し上げたとおり2.5人の配置で設計し、業務委託契約を行っておりますけれども、ACR側の提案によりまして、そのほか専門的な知識を持つ、例えば精神保健福祉士とか、キャリアコンサルタント、こういった資格を有する者が、株式会社ACRにいるということで、そういった者の提案を受けるということで、現在、業務を行っているところでございます。

○川上委員

契約外的人数が、穂波支所の貸している所に来ておるといえることですか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどから申し上げておりますように、穂波庁舎の1階で実施しております生活困窮者の自立相談支援事業については2.5人体制で実施するということでございます。

○川上委員

今の答弁を聞いていると、人数は2.5であってメンバーを固定していないということですか。

○社会・障がい者福祉課長

固定しております。専従という形で職員が3人いるという状況でございます。

○川上委員

3人というか、1人非常勤と。それ以外に2人いるという答弁じゃなかったですか。

○社会・障がい者福祉課長

相談室には、先ほど申し上げたとおり、私どもが申しあげましたのは3人専従でいると、いうことのみでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:54

再開 11:54

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど申しましたように、相談室のほうにはそういう体制でございますけれども、相談の内容によっては、専門的な知識を有する資格者が、別に会社のほうにおりますので、そういった支援も求められる体制ということになっておりまして、そういう体制になっておるところでございます。

○川上委員

おわかりと思いますけど、個人情報のことを言っているんですよね。契約外行為じゃないんですか。その窓口と言うか、センターに3人いて、その方々が相談に来た方々の個人情報を受けるでしょう。で、相談にのる。それを、直接、任に当たっていないACRの、本社がどこにあるか知りませんが、そこに相談するということになる、大丈夫ですか、契約内容との関係で。

○社会・障がい者福祉課長

ご心配の件につきましてはですね、当初、業務委託を契約するときに、株式会社ACRのほうから、これは受託者でございますけども、こちらのほうから、今申し上げました専従の職員と別に、そういった相談をしっかりと受けるという立場の人員の配置、スタッフの配置をですね、あらかじめ明示して、氏名まで明示して、契約をするというふうな形になっております。併せてですね、個人情報保護の厳守につきましては、当然この事業を設計いたします際に、非常に私どもで重視したところがございます。従いまして、会社と契約する際にはですね、これをしっかりと守るということで、内部統制、株式会社ACRとしての内部統制をですね、確保した上で契約を行っております。実際には、プライバシーマークという第三者認証機関の取得を会社がしておりますものですから、そういったことを受けて、業務委託契約に至った次第でございます。

○川上委員

くどいですが、3人は名前まで特定して契約を結んでいるわけでしょう、会社と。そうすると、個別案件の相談があったときには、状況に応じて本社の別の2人、専門的な人にも相談するというわけでしょう。それは契約行為から離れてないかと、心配しているわけです。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどもご答弁申し上げたと思いますけども、その関係するスタッフもあらかじめ、私どものほうに氏名をあらかじめ提示した上での契約でございます。ですから、だれが、例えば株式会社ACRの人間であるから、無尽蔵にということではなくて、あらかじめ指定されたスタッフ、相談員の名前が提示された上での契約でございます。

○川上委員

その3人以外の2人の方は、ほかの自治体の、同じような仕事の相談にも乗るわけでしょう、そういう方々は、飯塚だけじゃなくて。

○社会・障がい者福祉課長

生活困窮者自立相談支援事業に限って申し上げますと、福岡県内では株式会社ACRが他の自治体とこのような委託契約を結んだ例はございません。

○川上委員

それに限ってはということなんですね。ACRが飯塚とだけ仕事をして、会社が成り立つわけじゃないでしょう。さまざまな仕事をしているわけですよ。それでちょっと戻りますけど、この生活保護のね、年金手続支援等業務委託、1人で所内でやっているということなんだけども、本人の資格で委任を受けたりする場合もあるでしょうけど、いろいろ調査するんでしょうけど、

直方の年金機構事務所は、そのACRから人材派遣してもらってないですか。あるいは、業務委託を向こうでしていないですか。

○保護課長

それは、年金機構の話でありますので、我々は把握しておりません。

○川上委員

非常に重要な個人情報に集中する業務なんですよ。これを民間に委託する際の心構えと言うか、もう1度考え直したほうがいいんじゃないかと思いますね。同じことは、年金機構の側にもあると思うんですよ。裏返しの関係ですから。年金機構と福祉事務所、どういう関係になるのか。それを受ける会社と相談する、委任を受けてする会社が同じ会社ということになってくると、いろいろ不都合なことが生じてこないかという気もするんですよ、もしそうならね。だから、先ほどの生活困窮の場合とはまた違った話なんだけども。だから相当に個人情報を重視しなければならぬ業務については、安易な委託、あるいは委託した先は、「個人情報を約束しているはずだから、守ってもらわない」と言うだけでは効かないことがあると思いますので、留意していただきたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

次は76ページなんですけれども、保健衛生総務費、急患センター事業費について減額補正が900万円ぐらい出ておりますので、その説明と現状どのようになっているのか、お尋ねします。

○健康・スポーツ課長

今回、減額しておりますのは、急患センターの新しく移転しました先の医療機器関係の分の執行残でございます。なお、現状につきましては、9月1日から平日拡大をやっておりまして、平日の診療も行ってありますが、この補正の時点でもまだ期間が非常に短く、患者様の見込みというのは、余り加味ができておりませんが、現在におきましても、まだ患者様の数としてはそんなに多くございませんので、今から冬になりますと、ふえていくのではないかとこのように考えております。

○川上委員

私は、そこに行って迷いました。何かサインが、付近からね、誘導のサインも要るのではないかと、また駐車場の関係とかですね。いずれにしても新しい努力をされておりますので、有効に機能するようにしてもらいたいと思っています。それから――

○委員長

川上委員、まだ時間かかりますか。

( 発言する者あり )

暫時休憩いたします。

休 憩 12:05

再 開 13:09

委員会を再開いたします。

○川上委員

79ページの環境対策費ですけれども、説明の欄の下のように資源回収団体奨励補助金が減額補正となっております。この額について、お尋ねします。

○環境整備課長補佐

資源回収団体補助金の額ということでございますが、当初2250万円で予算を計上しておりましたが、最終的な見込みといたしまして2344万6千円ということで、マイナスの94万6千円ということで計上させていただいております。

○川上委員

これはマイナスを取らないといけないんじゃないですか。

○環境整備課長補佐

申しわけありません。先ほどの答弁が逆でございまして、当初が2344万6千円で、見込みとしまして2250万円で、差し引きしまして、マイナス94万6千円というふうになっております。申しわけありません。

○川上委員

それで、こういうことになる要因は何ですか。

○環境整備課長補佐

今年度4月1日より補助金の単価の改正をいたしております。それと若干ではございますが、回収の量が減ったというところが原因かと思えます。

○川上委員

2つおっしゃいました、単価が変わったと言われた。何がどのように変わったのか。それから2つ目は、量が変わったということなんだけれど、若干という変化を何の影響だと考えるかというところがあると思うんですよ。それをお尋ねします。

○環境整備課長補佐

まずは1つ目に、単価の改正の件でございしますが、26年度までは一律9円という補助単価でございました。それを27年4月から紙類と布類につきましては、1キログラム当たり1円下げて8円というふうに改定しております。それと、空き缶と空き瓶、それと菓子類等の缶というふうに追加項目をしておりますが、これが9円から5円と、マイナス4円の改定をしております。

次に、回収量の減の要因でございしますが、団体はことしの4月当初よりも若干団体の数はふえております。4月当初が310団体登録をいただいておりますが、すいません、11月末現在で言いますと、ちょっと5団体ぐらい団体数も減っております。それとあわせて登録をしている団体の中でもですね、積極的に活動されている団体と、いろんな諸事情により活動をちょっと控えられている団体というふうな要因もあろうかと思えますけども、ごみの量が若干減っているということでございます。

○川上委員

年度当初、あるいは昨年度末に単価が下がるということで、批判があったと思うんですよ。ごみの量が、資源回収量が若干減ったということなんだけれども、今の説明だと単価が下がったから、それが不満で資源回収の量が減ったという関係ではないというふうに聞こえましたけれど、そうですか。

○環境整備課長補佐

私どもの認識としては、単価が下がったことによる回収量の減というふうには認識しておりません。

○川上委員

つまりですね、あなた方はわずか300万円くらいを節約するために、こういう改定を何の根拠もなくやったわけだけでも、住民の皆さんは、資源を回収して有効利用しなければならないという立場で、市のそういう仕打ちにもかかわらず、頑張っているわけですよ。そう思いませんか。

○環境整備課長補佐

この単価の改定につきましてですね、いま各自治体、また子ども会、あらゆる団体様に協力をいただいているわけです。今回の改定につきましては、昨年度中に自治会等でご説明をさせていただきました。その中で、なぜ改定をするのかというところで、いろいろ質問をいただいております。その中で私どもが回答した件については、他の自治体を把握し、状況を調べて、単価のほうは改定をさせていただいたということと、今度、新聞とか布とか、あと瓶に加えてですね、お菓子の缶ということで、対象品目も追加をさせていただいておりますということで、説明を申し上げた中で、各団体様もしくは自治会等にはご理解をいただいたというふうに思っ

ております。

○川上委員

理解されてないと思いますね。理解というか同意をしていないと思いますね。それで、くだいですけど、市がこういう、最近では典型的な面白くない改定をしているんですけど、それにもかかわらず、住民の皆さんは努力を継続されているわけですね。それで、今からでも単価を元に戻していく考えはないか、お尋ねします。

○環境整備課長補佐

いま質問者が言われます、単価の改定についての考えがないのかということですが、これはですね、単価をことしの4月に改定しております。先ほども申しましたように対象品目もふやしておりますし、回収量の推移、それと他の自治体の状況等を見まして、今後の検討課題というふうに捉えております。

○川上委員

単価を元に戻すことについては、今後の検討課題という答弁ですね。確認しておきます。

それから81ページですけども、清掃総務費の中ほどに旧最終処分場湧出ガス調査委託料の減額が出ておりますけれど、調査はしたんですか。したのであれば、その結果をお尋ねします。

○環境対策課長補佐

調査については、現在行っておりまして、分析をしておるところでございます。

○川上委員

結果については、どのように公表するんですか。

○環境対策課長補佐

結果については、協議会等を通じて報告するようにしております。

○川上委員

どのように公表するのかと聞いたんですけど、その協議会とは何ですか。そこに報告すれば、公表になるわけですか。

○環境対策課長補佐

現在のところは、そう考えておりますけれど、きょう、ちょっとその分の資料を持ってきておりませんので、申しわけありません。

○川上委員

資料はいらないでしょう。どう公表するのかと聞いているわけだから。調査するんでしょう。委託を受けたところが調査をするんでしょう。その結果を市が入手するでしょう。どう公表するのかと聞いているだけです。資料はいらないでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:20

再 開 13:20

委員会を再開いたします。

川上委員、ちょっと次に進みたいと思います。

○川上委員

86ページ、農業振興費なんですけれども、説明欄に書いていますように、約2千万円の減額補正となっておりますが、そのうち超急傾斜地調査委託料というのがありますね。これは、どこに委託をして、どういう結果が出ているのか、教えてもらっていいですか。

○経済部長

超急傾斜地調査委託料につきましては、本年度実施を見送っておりますので、全額減額いたしております。

○川上委員

もともと、どういう所を調査するのか、なぜ見送ったのか、教えてください。

○経済部長

場所は筑穂町でございまして、県費補助の予定で行って行りましたが、補助に該当しなかったことと、地元の方で対応するというようなことで、今年度は見送った経緯がございます。

○川上委員

地元で対応するというのは、どういう意味ですか。

○経済部長

申しわけございません。詳細について、後ほど答弁させていただきませんか。

○川上委員

87ページですね、2つ一緒に聞きますね。中ごろに新規参入者支援事業費補助金、それから多面的機能支払交付金について、それぞれ減額となっておりますが、どういう内容か、明らかにしてもらいたいと思います。

○農林振興課長補佐

これは平成26年度の補正予算で地域活性化地域住民生活支給交付金165万2千円が繰り越しになりましたので、当初予算との重複といった形で165万2千円を減額しております。

( 発言する者あり )

あわせて言いました。すみません。新規就農者の研修――

( 発言する者あり )

新規参入者支援事業補助金につきましては、新規に農業に就農する方について、新規参入者に対しまして、まずは機械等を買います場合の補助金。それともうひとつ土地等を借りる場合に対して補助金を交付するものでございます。

もう1つの多面的機能支払交付金につきましては、農地の持つ多面的機能の維持への支援金で、59組織ありましたものが43組織に減りましたことにつきまして、減額したものでございます。

○川上委員

検討いただきたいことがありまして、新規就農者、新規参入者もありますけれども、若い世代に農業後継していただくというのは重要な課題だと思うんですが、私の経験したところでは、その制度がなかなか難しいんですね。国の制度、県の制度、市でどういうことをしないといけないのか、本人はどういうことをしないといけないのかということで、ちょっと複雑なんですね。それで一生のうちに何度もこういうことをするわけじゃないから、申請する側も難しいと、ところが市のほうもですね、もともと制度がややこしいのに、そうたくさんの例があるわけではないので、市の担当者のほうも難しいということで、お互いに申請する側も援助する側も悩んで、失敗すると、申請に。そのようなことも過去にあったと思うんですよ。それで、1人1人の農業を後継していこうという意欲のある方をしっかりサポートして、こういう制度に乗れるようにですね、援助してもらいたいというふうに思います。

次は、89ページ、農業土木費の説明のほうにあります。一本木水路改良工事3千万円の増額になってますけれども、これについて説明を求めます。

○農業土木課長

一本木水路の改良工事の内容ということでございますが、まず、一本木の水路と言いますのは、上三緒地区から立岩を通じまして、鯉田地区まで流れる約5キロの農業用水路でございます。その水路自体が、設置年はちょっと把握できておりませんが、おおよそ数十年にわたるものでございまして、それが老朽化を起こしております。そういう中でコンクリートの劣化、そういうものが発生いたしまして、それに伴います近隣農地への漏水が発生しているというところで、今回計画しておりますのは、水路内の高圧洗浄を行いまして、水路内において表面被覆

をやって、外への漏水を防止する工事をやるものでございます。

○川上委員

多分、6年くらい前に、地元の方と現地を一緒に回ったんですよ。それで現象としては、水路から水が染み出るといふか、漏水して、乾いておかないといけない時期にジュークジュークしているというのが各所あってですね、ポイントはどこから出ていつているかわからないんですよ、こう見ても。でも、よく見たら、わかったんですよ。なぜかといふと、ゴヒナがそのところに集中しているわけです。水が出ていってしまうときにゴヒナがついていくわけでしょう。だからここから最後出ていっていますよといふところがわかるわけです。だから要するに、どこが漏れているか、わかりにくいと思うんですけど、よく見てみれば、すぐわかったはずなんです。それがこのように長くね、改善が遅れたといふのが、どういうことだろうかと思うんですけど、もう1つは、今回3千万ですけれども、5キロと言われましたかね、今度は600メートルですから、あとどうなるのか、そのところもお尋ねします。

○農業土木課長

まず、この漏水の防止の遅れといふことでございますが、私どもも地元からのお話等において漏水箇所の特定制度というものをやりまして、部分的な補修は、今までやってきておりました。ただ、全体的にちょっと距離のある水路でございまして、なかなかこれを一遍に漏水を解消するといふところまでは行き着いてなかった状況でございます。

今後の事業計画でございますが、今回、事業計画をしておりますのは県費の補助事業でございます農村環境事業にのせて行っていくものでございまして、県との打ち合わせの中では、今後3カ年、距離にしまして1800メートル程度を改修していく計画でございます。

○川上委員

今度は県の補助にのったといふことのようにですけども、逆に言えばなぜのらなかったのかと、そういう研究をしていなかったのか。県のほうではねていたのか、そういったところもあるわけですけども、その辺はどうですか。

○農業土木課長

今までの考え方といたしましては、水路全体の改修を行う事業において、この事業が採択されるような形でございました。今回のような部分的な改修と言いますか、そういうものはなかなか、この採択の要件に満たしてなかったといふのが状況でございます。つい最近におきまして、こういうものまでも事業の採択の要件といふことで取り入れられている状況でございます。

○川上委員

国は国、県は県、市は市、これは皆予算を出すとか出さないとかの関係、補助金を出す、出さないとかの関係があるけども、地位としては横並びといふか、対等なんですよ。それで、県にお伺いをたてますといふようなニュアンスもあるかと思えますけども、その対等の関係で、向こうは補助金を出すのは仕事だから、こちらはもらうのが仕事じゃないですか。それで、くださいよみたいなことじゃなくていいわけです。堂々と補助金を出してくれと。制度にきちんとかみ合えば出せるわけだから。だから、福岡県に対しては、福岡県といふのは全国でも有数の農業県なんですよ。ですから、この農業に関しても、ほかのことでもそうですけれども、堂々と胸を張ってね、要求して、その争うべきは争うといふことで、どうでしょうか。

次はですね――

○委員長

保留しておりました、旧最終処分場湧出ガス調査委託料について答弁できますか。

○環境対策課長

先ほどご質問がありました旧最終処分場湧出ガス調査委託料についてご答弁させていただきます。この公表につきましては、ホームページのほうに議事録を公開しております。

○川上委員



ありがとうございました。

次はですね、92ページ、商工業振興費、中ほどに企業立地促進補助金の減額がありますけれども、これは2月補正との重複計上というような話でしたでしょうか。

○産学振興課長

委員言われるとおり重複計上でございます。

○川上委員

すいません、確認でした。

○委員長

もう1点保留をしておりました急傾斜地の分ですかね、答弁できますか。

○農林振興課長補佐

超急傾斜地調査委託料351万円につきましては、実際の現地調査ではなくして、いわゆる等高線の図面上の調査でできるということで、県のほうの補助金がつきませんでしたので落としております。

○委員長

もう1点、地元で対応すると。

○経済部長

申しわけございません。先ほどの答弁、地元の対応というのは、図面上の対応ということで、私が勘違いしておりました。申しわけございません。

○川上委員

わかりました。97ページ、道路橋りょう維持費の関係ですけれども、目尾・久保白線以下ですね、随分減額になっておりますけれども、事情をお尋ねします。

○土木管理課長補佐

これに関しましてはですね、社会資本整備総合交付金というのを申請しております、実際ことしの分が充当率としては51%ほどであったためにですね、10カ所ほど予定しておりましたけれども、そのうちの5カ所を本年度するというので落とさせていただいております。

○川上委員

5カ所するということですか。どこですか。

○土木管理課長補佐

片島・平恒線道路補修工事、有井・栄町線道路補修工事、柏の森・上三緒線道路補修工事、弁分・舍利蔵線道路補修工事、水江・建花寺線1号道路補修工事でございます。

○川上委員

予定したところをきちんとやるためには、どれぐらいの予算不足という感じですか。

○土木管理課長補佐

10カ所ということでございましょうか、最初の予定に対してのということでございましょうか。

( 発言する者あり )

当初予算要望をしておりましたのが8250万円でございます、補助金としては4267万9千円でございますので、約4千万円ほど足りないということでございます。

○川上委員

市の独自で、それだけ手当てすれば工事はできるということになりますか。

○土木管理課長補佐

一応うちのほうは、維持管理費にかなりの予算を使っております、少しでも補助金をいただいて、工事をするというのを念頭に置いてやっております。それで確かに4千万円ほどということになりますけれども、これだけのものを補助金としていただけるなら、来年度以降に回させてもらって、工事をさせていただきたいと思っております。

## ○川上委員

その辺の事情はわかるんだけど、市が4千万円出せば全部できるのかと、出してとはまだ言っていない。予算上の、何と言うかな、これだけの額があればできるのかと聞いたわけですが、そうだという答弁ですね。はい、じゃあ、やってくださいよと、ここだけというわけにはいかないでしょうけども、やはり道路については、必ず事故につながるじゃないですか。和解をしました、その分は保険で対応しましたとかね、車が壊れるとかいうようなことも問題ですけれども、それによって死亡を含めた重大事故になる危険性があるんだということを考えてみると、1年待って補助金をもらえるならという発想もわかるし、積極的に補助金をもらう必要があるけれども、少し考えたほうがいいかなというふうにも思います。押しなべる必要はないんじゃないかというふうに考えます。

それから次は、中心市街地活性化事業に係ることなんですけれども、98ページに、道路橋りょう新設改良費の関係で5900万円、それから、100ページに都市計画総務費の関係で、100ページの1番下の説明欄ですね、項目を置いていますけれども、ここで5900万円程度減額となっておりますけれども、できたら、あわせて説明してもらったほうがいいかなと思います。特に、飯塚本町東地区土地区画整理事業、建物移転補償金とかありますので、そここのところも詳しくお願いしたいと思います。

## ○地域連携都市政策室事業主幹

まずは98ページの中心市街地活性化事業費の道路の3路線につきましてですけれども、先ほど土木管理課のほうから説明がありましたけれども、同じように中心市街地活性化関係の社会資本総合整備交付金のほうも内示額が半分を切っております。その関係で、この3路線につきまして、平成28年度に先送りをさせていただくというものでございます。

続きまして、101ページになりますけれども、中心市街地活性化事業費5882万1千円の減額についてでございますが、基本的には、それぞれ施工によります執行残の精算というふうになります。一部、飯塚本町東地区土地区画整理事業の部分につきましては、こちらのほう、建物移転補償金が1019万7千円と、ある程度大きな数字になっておりますが、これにつきましては、造成工事に伴います権利者の移転、それに伴います補償金について、特に建物再築工事費、これにつきましては、当初消費税の増税が見込まれておりましたので、8%が10%になるというふうな想定で補償費を算定しておりました。実際には8%のままというふうになりましたので、その2%の増税分を計上する必要がないということで減額をさせていただいております。

## ○川上委員

102ページの街路事業費、上のほうに国県道整備事業費がありますけれども、鯉田中線道路改良工事負担金が出ております。この額はわかりますけれども、資料の用意がありますでしょうか、この鯉田中線について事業費が相当に増高していると思うんですけれども、これまでに市がどのくらい負担金を出したのか。それから、これは完成するまでに、その負担金の総額はどこまで行くのかね、お尋ねをしたいと思うんですけれども。

## ○委員長

答弁できますか。

暫時休憩いたします。

休 憩 13：46

再 開 13：47

委員会を再開いたします。

## ○川上委員

103ページの下水道費、説明欄の1番下に小中学校調整池新設工事の減額補正なんですけれども、この説明をお願いします。

○土木建設課長

この小中学校調整池新設工事の945万8千円の減額につきましては、工事の執行残処理でございます。

○川上委員

私もそれはわかります。どこのとか、いつの入札とか、そういうのがありますかね。

○土木建設課長

申しわけございません。片島小学校におきます浸水対策事業でございます、片島小学校につきましては、合流地区になっております。その地区を分流化いたしまして、雨水と汚水を分離して処理をするというふうな工事でございます。

○川上委員

ありがとうございました。

111ページ、学校管理費、中ほどに教職員の健康診断手数料の減額が出ておりますけれども、お尋ねします、どういう内容でしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:50

再 開 13:50

委員会を再開いたします。

○建設総務課長

鯉田中線の今までの事業費、それから総事業費でございますが、平成27年度末事業費予定で102億5959万6千円、全体事業費としまして、予定といたしまして118億3005万9千円でございます。

○川上委員

全体事業費が118億円で、市の負担が102億円ということですか。

○建設総務課長

失礼しました。平成27年度までが102億5959万6千円ということでございます。市の負担金といたしましては、全体で23億703万2千円となっております。

○川上委員

私のほうがちょっと勘違いしましたね。123億円まで伸びるということなんですね。

○建設総務課長

全体的では118億3005万9千円が最終的な総事業費の予定ということでございます。

○建設総務課長

失礼しました。市の負担金の最終予定額といたしましては、23億703万2千円でございます。

○川上委員

ありがとうございました。そしたらあと――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:52

再 開 13:53

委員会を再開いたします。

○川上委員

個人番号に係ることなんですけど、53ページの戸籍住民基本台帳費ですね。説明欄に個人番号カード申請案内等業務委託料の減額も出ておりますけども、減額の意味と、この業務が今どういう状況になっておるのか、お尋ねします。

○市民課長

まず、53ページの個人番号カード申請案内等業務委託料の減額についてでございますが、これはもともとすべて委託をかけるということで計画をいたしておりましたけれども、国の予定が大幅に遅れておまして、委託をかけてしまうと、金額を払ってしまつて、業務が残ってしまう可能性がありますので、職員と臨時職員で対応するというので、委託料は減額をいたしておきます。現在の進捗状況ですけれども、飯塚市については、11月連休前の19日、20日あたりから郵送が始まりまして、現在12月4日の県の報告の数字ですけれども、返戻が4476通ございました。現在の数字ですけれども、きのうの数字で7167通の返戻がございまして、今事務センターのほうでは、職員それから臨時職員、土日出勤をいたしまして、全力で返戻確認、それから皆様のお手元に届くように業務を行っているところでございます。

○川上委員

11月の末ごろまで、あるいは12月の初めごろまで、夜の9時ごろ、高齢者のひとり暮らしのところにもノックがあるような状況があったようなんですけれども、1月1日から何か国のほうは使いたいと、あるいは使わせたいということで張り切っている割には、何と言うか、ずさんというか、その責任を地方公共団体、地方自治体が負わされているという状況だろうと思うんですよね。それで国のほうに対してですね、1月1日は無理と、いま12月15日ですからね。強ちに各地で声が上がっていると思うんですけども、本市としても無理だということをしっかり言うべきではないかと思うんですけども、どのようにお考えですか。

○情報化推進担当次長

確かに遅れはございますが、1月1日施行に向けて、条例の制定を今回あげさせていただいておりますので、そのように考えて進めていきたいというふうに思っております。

○川上委員

進めていっても無理でしょう。7167人、絶対無理ですよ。だから、無理ですということを市として言うべきではないかということを知っているんですよ。

○情報化推進担当次長

現時点では、1月1日施行でございますので、それに向けて事務を進めていきたいというふうに思っております。

○川上委員

情報のほうは頑張ったらいいいじゃないですか。7167人の責任を持ってないんだから、担当としてはそうでしょう。答弁する立場にないわけ。だから7167人について、間に合わないんだから、国に無理ですと、全国的なことだから、国として、総務省として、対応を考えるべきじゃないかというのを、急いで言わないといけないんじゃないかと言っているわけです。

1月4日から通常国会するでしょう。そう思われませんか。

○委員長

それは、ちょっと答弁が難しいと思いますので、提案しますとか、そういうのでまとめていただけますか。要望しますとか。

○川上委員

あとで市長によく相談するようにしましょう。いずれにしてもですね、個人番号カードで大混乱が起きているわけでしょう。システムのほうも頑張るとか言われるんですけど、堺市でああいう重大事件が起きているんですよ。総務部長、知っているでしょう、堺市の事件。どういふ事件か答弁してください。

○総務部長

申しわけありません。詳しくは存じ上げませんので、ちょっとご答弁は控えさせていただきます。

○川上委員

じゃあ、大庭さんが答弁しますか。

○情報化推進担当次長

詳細は存じ上げておりませんが、市の職員が、自分が開発する選挙システムに市の個人データを誤って搭載して、それが漏れたというふうに聞いております。

○川上委員

堺市の人口63万人ですか、全員の個人情報のある職員が家に持って帰って、繰り返し持って帰って、何かしていたわけですよね。それとは別に、自分が選挙のシステムを開発したものを売却しようとしたわけですよね。そのときに誤ってかどうかわからないですよ。全市民の個人情報を送っているわけです、売り買いする相手に。懲戒免職ですよ。こういうことが個人番号カードと直接の関係とは、まだわかりません。わからないけれど、システムはがっちりやっていますというふうに堺の市当局も答弁してきていると思うんですよ、議会に対して。絶対に大丈夫というふうに言ってきたはずですよ。それで、この状態なんです。だから、飯塚市も絶対大丈夫と言いつけてきていると思います、言ってきました。そういうふうにシステムはなっていません。でも人間がすることですからということで、こういう危険は最初から排除したほうがよいということで、国には返上したらどうかというふうに言い続けていたんだけど、この堺市の事件は、やはり深刻に受け止めなければならないと思うんですよ。そのことを申し述べておきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

○川上委員

114ページの学校管理費、説明欄の下から2段目ですけれども、筑穂地区スクールバス運行委託料の減額補正の理由と、今の運行状況をお尋ねします。

○教育総務課長

筑穂地区スクールバス運行委託料9万7千円の減額でございますけれども、この分につきましては、当初消費税につきまして10%の予定で見積りを行っておりましたけれども、これがそのまま8%ということでの減額でございます。それから筑穂地区のスクールバスの運行状況でございますかね。スクールバスとしましては、内住方面の便と、それから桑曲のほうからの便、2方向から運行しております、それぞれ大分小学校、それから筑穂中学校までの利便性を図るために、運行しているわけでございます。

○川上委員

筑穂地区の地元の皆さんからは、もうご承知のとおり、内住・大野方面からのコミュニティバスをと、また、内野方面からのコミュニティバスをとという要望が出ていることは、私も一般質問で紹介させていただきました。その際に、八木山と同じようにというか、そのスクールバスに、地域の方々が同乗することについて、交通整理をすれば可能であるという答弁が、教育委員会からはあって、担当の部長のほうからは慎重に検討したいという答弁だったと思うんですよけれども、もう12月にもなっておりますけれども、この辺についてはどういう検討をされておるのか、この際、お尋ねをしておきたいと思います。

○教育部長

9月定例会での一般質問でお答えをさせていただきましたように、教育委員会といたしましては、これはスクールバスでございますので、児童生徒の安全な通学の確保ということが大前提にはなりますけれども、いわゆる時間帯の問題とか、それから利用される方の人数がどのくらいなのかということを含めて、検討しなければならない課題だと考えております。それから、

そのときにもご紹介させていただきましたが、これを無料運行とするのか、有料で運行するかということで、また、その取り扱いということが変わってまいります。教育委員会のほうで検討いたしましたのは、現在走らせている路線の中で、例えばバスの中が児童生徒で満員の状況があるならば、これはいくらご相談をいただいても難しい話でございますので、その確認だけはさせていただいております。その結果、いわゆるバスの中に、空きの椅子があるということは確認をさせていただいております。現実的にどのぐらいのニーズがあるのか、それから市としての、これは一般質問の最後の答弁にも出てきたかと思えますけれども、仮の話でございますが、有料化で走らせると、八木山は一応利用者の方から100円でございますけれども、1回につき利用料をとっているような状況でございます。それと同じような形で、この筑穂地区についても運行されるとするならば、コミュニティバスもでございますので、両者をどういうふうに整理をしていくのかというような問題もでございます。ここにつきましては、申しわけございませんが、市長部局のほうでご判断いただき、いわゆる筑穂地区の公共交通機関としてのあり方について、全庁的にご検討いただいた結果を受けて、教育委員会のほうで検討すべき課題だと思っております。教育委員会としての現状検討は、以上のような状況でございます。

○川上委員

次に、117ページの幼稚園費、説明欄の下のほうに、臨時職員賃金の減額が出ております。これについて説明をお願いします。

○子育て支援課長

この臨時職員賃金の減額につきましては、これは子ども園の一部認定子どもに係る職員の配置でございますが、特別支援教育支援員として当初9名を予定しておりましたが、6名で何とか対応が可能ということになりましたので、減額をしております。

○川上委員

ありがとうございました。当初予算で9人必要だという判断をしたわけですから、途中で6人で対応できるということはないんですね。なかなか人が集まらないということもあるんでしょうけれども、子どもは受け入れているということですから、したがって、市長、過重労働になっているわけですね。あるいは努力によって保育の質は維持していたとしても、過重労働になっている可能性があるので、引き続き支援員の確保については頑張っていただきたいという要望を述べて、質問全体を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」について討論を行います。

住民要求に応えた予算計上がもちろんあります。しかしながら、全体としては介護、保育など国の福祉を削減する路線に沿った補正となっていて、現状の混乱を打開して住民を悪政から守ろうとする姿勢が弱いというのに、個人番号など住民に新たな不安と混乱を持ち込む内容があり、本補正予算案には賛成できません。詳しくは本会議で述べたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第133号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第4号）」に

ついて、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 24

再 開 14 : 27

委員会を再開いたします。

「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報化推進担当次長

「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

本条例の内容につきましては、第1条において、本条例の趣旨と根拠となる法律を示しております。

第2条では、用語の意義を定義しており、第3条では、市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に際して、その適正な取り扱いを確保するためのセキュリティ対策について、国との連携を図りながら自主的かつ主体的な措置を講じる責務を定めています。

第4条第1項では、番号法第9条第2項に基づく個人番号の独自利用を行う事務の規定となります。第4条第2項では、別表第2で定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定となります。第4条第3項では、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定となります。

第5条第1項では、番号法第19条9号に基づき、同一地方公共団体内の他機関、具体的には、市長部局と教育委員会になりますが、特定個人情報を提供するための規定となります。

第4条第4項及び第5条第2項では、条例等で添付文書の提出を義務付けられていても、提出があったものとみなす規定となっております。

第6条では規則への委任についての規定であります。また、附則にこの条例の施行日を平成28年1月1日と規定させていただいております。

この条例の根拠法は、平成27年10月5日施行の番号法であり、同法附則第1条第4号の規定により、法律の利用開始期日が平成28年1月1日と定められておりますことから、この条例の制定をお願いするものであります。

既に飯塚市で行なっている事務ではありますが、個人番号を含む特定個人情報を利用することから、別表第1に本市の該当する事務を、別表第2には庁内連携を行う事務と連携する情報について規定しており、別表第3では、別の執行機関となります、教育委員会との連携を行うために規定しているものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

例えば、住民票にこの個人番号を書いたものがほしいというふうに言った場合は、今の段階でも、それが交付できる状態にあるわけですか。

○情報化推進担当次長

必要に応じて発行できます。

○川上委員

その必要に応じてというのは、住民票の話をしていきますから、住民票が必要な人が交付申請すれば出るという意味ですか。それとも申請があっても、市が必要かどうか判断するという意味ですか。

○情報化推進担当次長

例えば会社で個人番号が必要だよというようなときに、年末調整だとかそういったもので求められたときに、そういう申請を市にしていれば、個人番号の入った住民票をお出しします。通常の場合では、個人番号は表示されておりません。

○川上委員

今のお話は、本人でない第三者が請求する場合のお話をされているように思いましたが、会社が請求した場合に発行するというふうに聞こえましたが。

○情報化推進担当次長

会社が個人に求めて、その個人が市役所においてになった場合のことです。

( 発言する者あり )

本人の申請でなければとれません。

○川上委員

本人が申請すればとれるのかと聞いたわけですから、とれるということなのでしょう。それで1月1日以降この条例を施行すると、何が変わるんですか。

○情報化推進担当次長

別表1に挙げてあります事務において、例えば所得証明であるとか、そういったものの添付が不要というふうになります。

○川上委員

それは今のままでもできるわけでしょう。そういうものを添付すればとれるわけでしょう、すべて。マイナンバーを記さないと、そういう行政サービスを受けられなくなるわけですか。

○情報化推進担当次長

そうではございませんけど、今まで住民サービスを受けられた、例えばそういった場合において、所得証明だとかそういったものを添付していただいていたんですけど、それが不要になるということでございます。

○川上委員

ほかにメリットがありますか、住民にとって。ほかにないでしょう。

○情報化推進担当次長

今のところはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に反対の立場から討論をします。

マイナンバーは国民にとってはメリットがほとんどないうえに、悪意のある者による攻撃によって不利益を受ける危険性、市が、本人が同意していない場合の第三者に対する情報提供規定があります。そのうえ国の責任による通知業務の混乱の中、平成28年1月1日からの施行は無理があります。よって、本議案には反対であります。詳しくは本会議で述べることにしま



す。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第147号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。本案は「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」いわゆる平成24年公布されました一元化法のことですが、これに基づき平成27年10月1日から共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、関係規定を整備するため本案を提出するものであります。

内容につきましては、16ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。本条例の趣旨でございますけれども、本条例は、議会の議員、委員会の非常勤の委員、審査会・審議会の委員などの非常勤の職員が、公務又は通勤において、負傷や疾病、障がい等の災害を受けた場合の補償に関する規定を定めたものでございます。今回改正いたしますのは、ここに掲載の同条例の附則第5条の部分で、傷病補償年金、障がい補償年金あるいは遺族補償年金等が支給される際は、表中中欄に掲げる法律に基づく年金たる給付が支給される場合には、同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を支給する措置を定めたものでございます。

個別の改正事項の説明は省略させていただき、改正の概要について説明させていただきます。先ほど申しましたとおり一元化法の関係で旧共済組合期間を有する者が本年10月1日以降に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることとなるため、障害共済年金及び遺族共済年金については、厚生年金として調整の対象とする旨を定めるための一部改正でございます。また、併せまして共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴う年金等の語句の整理を行っているものであります。

なお、全体の表記の構成が新旧で変更になっております。左側の新しい部分の傷病補償年金の中の1段落目のところですが、厚生年金法云々と書かれているところですが、ここから3段落目の障がい基礎年金云々と書いているところまでは、右側の旧で言いますと4段落目から6段落目の部分でございます。逆に新しい4段落目から6段落目までが、旧の1段落目から3段落目の部分ということで、表記の順番が変わっております。こういうことで変わっておりますけれども、調整の率については変わっておりません。なお、これについては17ページの遺族補償年金あるいは障がい補償年金についても同様の順番での表記をさせていただいているところでございます。

18ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項で平成27年10月1日から遡及適用する旨を、第2項では適用日前に支給すべき事由が生じたものについては、従前の例によることを、第3項では旧共済組合期間を有する者が適用日の前日までに、傷病補償年金または遺族補償年金の適用を受けている場合には、本改正条例が適用されない旨を規定したものでございます。

最後に、19ページの第4項でございますが、ここでは施行日の前日までに支給された補償

については、新条例の内払いとするみなしの規定を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第148号の説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第148号 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。この飯塚市税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う市税の徴収猶予等の制度化、届出に係る法人番号記載義務等により、関係規定を整備するために改正するものでございます。

26ページから32ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただきます。今回の主な改正についてご説明いたします。

まず、徴収関係でございますが、平成27年度の税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、平成26年度税制改正における国税の見直しと同様、新たな納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けることとなり、徴収猶予及び換価の猶予について、所要の見直しを行うこととされ、平成28年4月1日以降の猶予に適用されることとなりました。

今回の改正により、分割納付の規定や担保の徴収基準などが市の条例で規定されることになり、本市におきまして換価の猶予の申請期限につきましては、納期限から6月に、また、猶予する場合の担保基準につきましては、担保の徴収が不要とされます猶予税額を50万円以下から100万円以下に引上げ、猶予期間が3月以内の場合、猶予税額にかかわらず担保不要といたしております。

なお、猶予の要件につきましては、徴収猶予及び換価猶予のいずれも現行制度の要件から変更はございません。大きな違いは、換価猶予制度につきましては、これまで職権によるのみでしたが、猶予制度の活用促進及び早期段階での計画的な納付の履行を確保する観点から、滞納者からの申請に基づき換価猶予をすることができることとなった点でございます。

本改正につきましては平成28年4月1日からの施行となります。

次に、マイナンバー関係でございますが、本年6月議会で、法人番号の義務付けに関して税目をまとめて改正しておりましたが、今回はそれぞれ、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、入湯税と、税目ごとに義務付けを明確化するための改正となっており、公布の日から施行するものでございます。

以上で、市税条例等の改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

私は、この前半の飯塚市税条例の一部改正の目的とするところについては、賛成なんです。国の幾つかの国税にかかわる法に基づいて、市でも運用しておったところがあるかと思えますけれども、これを条例としてですね、きちんと位置づけるということは重要だろうというふうに思います。そこでお尋ねですけれども、この際にですね、個人番号の扱いはどのようになるのか、教えてもらいたいと思います。

○税務課長

猶予制度に関してではなくて、税全般ということでよろしいですか。今回の改正内容に基づくマイナンバー、個人番号のこと――

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：47

再 開 14：48

委員会を再開いたします。

○税務課長

今回の猶予制度の改正に伴って個人番号の運用は考えておりませんが、そのあとの法人税につきましても、6月議会でも申しましたように、申請書に個人番号欄を入れるということで承認を得ておりましたが、今回は、その全体的に改正しておりましたので、税目それぞれに個人番号の欄があるということで、申請については個人番号を記載するような形になると思います。

○川上委員

そうすると市税条例の一部改正については、個人番号は不要と、後段のほうの条例の一部改正については、法人番号が要りますよと、マイナンバーですけども、ということなんですか。前半はいらないということでもいいですか。その徴収猶予とか申請手続する際に、番号を書かなくてよいかということなんです。具体的に言うと。

○税務課長

申請時には個人番号は必要かと思いますが、今回の改正の猶予制度に関するものについては、個人番号は今のところ必要ないというふうに考えております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：50

再 開 14：50

委員会を再開いたします。

○税務課長

申告等に関する個人番号については、必要というふうになっております。

( 発言する者あり )

この猶予制度に関する申請については、個人番号は必要ありません。

○川上委員

わかりました。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については、反対です。

いま質疑で申し上げましたような積極面があるんですけども、マイナンバー、法人番号等の記載を後段で求めるというくだりがありますので、反対であります。以上です。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第149号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第160号 財産の譲渡(畝割集会所建物)」及び「議案第161号 財産の譲渡(潤野下区集会所建物)」以上3件については、関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権同和政策課長

「議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第160号 財産の譲渡」及び「議案第161号 財産の譲渡」とは関連がありますので、一括して補足説明をさせていただきます。

はじめに、議案書81ページ、議案第160号及び84ページ、議案第161号の財産の譲渡についてご説明させていただきます。

議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、位置図、建物図を記載しております。集会所は同和对策事業や旧産炭地環境改善整備により設置した建物でございまして、議案第160号の畝割集会所は昭和52年に、議案第161号の潤野下区集会所は昭和53年に建設され、いずれも人権同和政策課が所管しております。

集会所につきましては「飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」におきまして、地域の実情や管理運営・利用実態を踏まえながら、移譲等について地元等と協議を行うものとしており、このたび譲渡の相手方の畝割自治会及び潤野下区自治会が地縁団体の設立を完了いたしましたので、無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

また、地縁団体に畝割集会所及び潤野下区集会所を無償譲渡するためには、公共施設として用途廃止することとなるため、議案第150号の条例の一部を改正する条例を併せて上程しております。詳細につきましては、議案書の33ページをお願いいたします。

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例といたしまして、集会所の名称及び位置を示す別表から、畝割集会所及び潤野下区集会所の項目を削除するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この畝割集会所と潤野下区の集会所についてなんですけれども、それぞれの自治会においては、どのように、この内容について合意が形成されているか、お尋ねします。

○人権同和政策課長

同意のことということでございまして、まず、潤野下区集会所でございまして、平成25年11月に、私どものほうから自治会長と面接をさせていただきまして、説明をしております。それから、移譲までの今年度の7月までに合わせまして13回、役員、それから役員会

等で説明、それから説明すると同時に、さまざまな手続等について、ご説明をさせていただいたところでございます。その結果、今年度の27年5月の時点で、潤野下区集会所については、自治会で移譲を受けるというような同意をいただいております。

それから、畝割集会所でございます。これは25年の11月に、やはりまずは会長等に説明させていただきまして、それから、今年度の10月までに合わせまして10回、会議、それから説明をさせていただいております、最終的には本年の7月に同意をいただきまして、それから地縁団体ができまして、移譲というような形になっております。

○川上委員

確認しますけれども、自治会の総意として、この方向が確認されておることということでいいですね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第150号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例」、「議案第160号 財産の譲渡(畝割集会所建物)」及び「議案第161号 財産の譲渡(潤野下区集会所建物)」以上3件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案3件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、補足の説明をさせていただきます。

議案書の49ページをお願いいたします。被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律、いわゆる一元化法でございますが、平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日に施行されたことに伴いまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正が行われましたことから、関係規定を整備するため、本案を提出させていただいております。

改正の内容でございますが、議案書58ページから68ページに新旧対照表に記載しておりますように、当該条例の附則第5条第1項から第6項においては、年金たる損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金)及び休業補償について、当該損害補償の受給権者が、同一の理由により、厚生年金保険法等他の法令による障害年金、遺族年金等の支給を受ける場合には、調整を行うことと規定しております。

今回、一元化法の一部の規定の施行によりまして、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合については、厚生年金が支給されることとなることに伴い、附則第5条第1項から第6項において、1. 追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金と同様に扱うこととするもの。2. 公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来調整率と異なる調整率を用いることとする。3. その他、文言の整理等、所要の改正を行っているものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第158号の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第158号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第162号 財産の譲渡（楽市川西集会場敷地）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

「議案第162号 財産の譲渡（楽市川西集会所敷地）」についてご説明いたします。

議案書の87ページをお願いいたします。無償譲渡する財産、譲渡の相手方、位置図を添付させていただいております。

この議案は、楽市川西集会所の敷地を認可地縁団体に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する財産は、飯塚市楽市598番5及び598番6、宅地495.99平方メートル、譲渡の相手方は、飯塚市楽市598番地5、楽市九組、代表者は茅野伊佐夫氏でございます。

この財産は、将来的な土地名義人の登記などの土地の所有権問題を解決するために定められた、旧穂波町の「地域公民館用地の譲受け等に関する規則」に基づき、昭和59年4月に地元から穂波町へ寄付された集会所の敷地でございます。今回、地元の地縁団体が設立されましたので、その認可地縁団体へ無償譲渡を行なうものでございます。

この規則に基づき15カ所の公民館用地が地元から穂波町へ寄付されておりますが、すでに10カ所の公民館用地が、議決をいただきまして地元地縁団体へ無償譲渡されております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第162号 財産の譲渡（楽市川西集会場敷地）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。昨年8月に出されました人事院勧告に基づき、本年4月1日に国家公務員の給与制度の総合的見直しが行われましたので、これを参考にいたしまして、本市職員の給与を改定するため本案を提出するものでございます。

国の給与制度の総合的見直しの主な内容につきまして少し説明させていただきます。これにつきましては、「月例給の減額改定」とこれに伴う「地域手当の見直し」及び「単身赴任手当・管理職員特別勤務手当の見直し」でございます。

まず、月例給につきましては、地域間の給与配分の見直しと世代間の給与配分の見直しが行われております。地域間の給与配分の見直しにつきましては、民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の官民較差と、全国の較差との率の差を踏まえまして、棒給表水準を平均2%引き下げを行い、地域手当の支給割合を見直すことで地域間の給与配分を見直すというものでございます。また、この引き下げを行うにあたっては、世代間の給与配分も見直されておまして、若年層に係る号給では引き下げは行わず、50歳台後半層における号給については最大4%引き下げること、平均で2%の引き下げとする内容であります。

また、棒給表引き下げに伴う激変緩和措置として、切りかえ前日に受けていた給料月額を保障する、現給保障の制度も設けられております。

次に、単身赴任手当につきましては、公務が民間を下回っている状況を踏まえ、基礎額の引き上げがなされ、交通距離区分に応じた加算額についても、区分を2区分増設したうえで、上限額の引上げがなされております。

管理職員特別勤務手当につきましては、管理職員が平日深夜に災害への対処等で臨時・緊急の必要によりやむを得ず勤務した場合において、手当を支給する旨が加えられております。これを参考としました、本条例の具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。第16条の2の単身赴任手当でございますけれども、これにつきましては、第2項で下線にて表記しておりますとおり基礎額を2万3千円から2万6千円に、交通距離区分に応じた加算額の上限を4万5千円から5万8千円に改正するものであります。

次に、第25条の管理職員特別勤務手当につきましては、第2項で週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間においても適用させる旨を規定するものであります。また、第3項第1号では、現行の週休日等への支給の規定を、第2号では平日の深夜に5千円を上限として新たに支給する旨の規定を定め、第4項は、項のずれによる変更を行っております。

7ページをお願いいたします。行政職給料表でございますが、10ページにかけまして掲載をしております。若年層にあたる1級の全号及び2級の12号までは改正はございませんが、2級13号以降については、世代間の給与配分の見直しに重点を置きながら最大で4%の減額となり、全体平均では2%の引き下げとなる内容となっております。

11ページをお願いいたします。附則でございますが、第1項で条例の施行期日を平成28年1月1日とし、第2項で給料の切りかえに伴う異動者の号給の調整に関する規定を定めております。また、第3項から第6項までは、給料の切りかえに伴う経過措置としての現給保障、すなわち切りかえ前の給料を保障する旨等を定めているところであります。

以上、簡単ではございますが、議案第173号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

最大で4%、平均で2%の切り下げということなんですけれども、切りかえの前の給料を維持する措置というのは、何年続くのですか。

○人事課長

激変緩和措置としてのこの現給保障の期間につきましては、国においては3年とされており

ます。本市をおきましては、現段階で3年計画後におきましても、100名程度の現給保障者が想定されます。今後、人事院勧告等で給料がどうなるかも不明でありますので、その状況も見た中で3年を基本としながらも、期間については、今後、検討協議を行ってまいりたいと考えております。

○川上委員

もとはといえば、人事院勧告ということなんですけれども、人事院勧告というのは、もうご存じのとおり、基本的には働く人たちの労働条件を守るのが本来の仕事ですよ。それがマイナスに働くというのでは、本来の役割を果たさないのではないかというように思います。

もう1つあります管理職の特別勤務手当についてなんですけれども、もう少し具体的な例を出しながら、説明してもらえますか。

○人事課長

現在の管理職特勤手当につきましては、週休日等についてのみの規定でございます。これが国におきまして、最近の大規模災害や重大事件、事故等の対処、危機管理への対応など、やむを得ず平日深夜に勤務が及んでいるという状況、こういうケースがふえてきており、管理職手当では補えないという趣旨で、平日の0時から5時の間に臨時または緊急に勤務を要した場合に、この新しく管理職特別手当を支給するということが、今回盛り込まれたところでございます。

今の市の現状といたしましては、確かに平日の午前0時から5時まで勤務する場合は、特に災害等が発生した場合にあらうかと思っております。これにつきましては、この時間帯において手当の支給等は行っておりませんが、深夜までに業務が及び、職員の健康管理の保持と次の日の業務への支障等を考慮いたしまして、1週間の勤務時間が38時間45分となるように、災害対策で勤務した時間帯を別の日の午前8時半から午後5時までの正規の勤務時間に勤務をさせないということで、勤務時間を振りかえるという措置で、現在は調整しているところでございます。それが今回改正で特勤手当の対象となるということに理解しております。

○川上委員

仮に朝まで災害対応等で勤務にあたったとしますでしょう。今は、状況にもよるんでしょうけども、8時半からの勤務につかないで、振りかえということで、代休がとれるということだと思うんですけれども、それがなくなるということなんですね。

○人事課長

代休ということではございませんで、勤務を振りかえるということでございますので、それは個々人に応じた形でということでございます。必ず次の日に休めるという意味ではございませんで、その範囲の中で振りかえるという趣旨でございます。それで、当然管理職特勤が出た場合については、この振りかえの制度はなくすことになるというふうに考えております。

○川上委員

朝まで働きましたと、それで災害が収束してなくて、まだ働いたことはあるだろうと思いません。しかし、収束している場合は、体を休めなくてはならないですよ。そのときに振りかえでないならば、有休をとるということにもなるかと思えます。こうなってきましたと、この場合は管理職員ということになりますけれども、心身の健康を維持するという点で、悪しき慣例にならないと、しかもそれが一般職員に影響を与えないということであれば、私は認めるものですよ。ただそれにあたっては、その1回というところがわからないんですよ。0時から5時まで1回というのが、何分だったら1回なるのかね。何時間だったら1回なるのか。そのところを明確にする必要はないのか、お尋ねします。

○人事課長

この制度は、もうすでに国において運用をされておきまして、国におきましては、この1回あたりということにつきましては、1回の勤務時間が、1時間に満たないものは、短時間とし



て支給しないというふうな取り扱いとしております。ただ、引き続き、いわゆる平日でございますので、5時以降引き続き勤務をして、12時を超えた場合につきましては、30分を超えた場合については、その対象とするというような取り扱いを国のほうはされているようでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」ですけれども、私は、先ほども述べましたけれども、管理職職員の心身の健康をいかなる場合であっても確保するというを前提に、また一般職員の悪いほうに影響が出ないようにすることを前提に、この特別勤務手当については同意をするものです。しかしながら、給料が最大で4%、平均2%切り下げられ、そしてその調整がとりあえずは3カ年と。3カ年過ぎてなお100名を超えて不利益にあたる人がおるといいますから、議案全体については、やはり賛同できないということで、反対討論としたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第173号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 15：20

再 開 15：30

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組状況について」報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取組状況につきまして、お手元の資料に基づきご報告させていただきます。

これまでの経過及び今後のスケジュール(案)につきましてお願いいたします。

はじめに、さきに報告させていただいた9月15日以降のこれまでの経過について説明いたします。吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、10月1日に開催された再開発組合臨時総会において清算人を承認し、組合解散手続きを進めることとなり、10月27日には福岡県よりまず解散認可公告がなされ、現在は清算人による債権催告についての官報公告を12月末まで行っているところでございます。

ダイマル跡地事業地区暮らしにぎわい再生事業につきましては、同じく10月1日に飯塚市健幸プラザ及び飯塚本町コミュニティビルのオープン式典が執り行われ、現在、供用を開始し、

順調に運営がなされております。

飯塚本町東地区整備事業につきましては、10月13日に第7回土地区画整理審議会を開催し、異動に伴う評価員の選任と境界立会により施行区域界が確定したことによる事業計画変更、換地設計について協議されております。現場のほうにつきましては、10月20日に造成工事が完了し、予定どおり11月11日に第2期使用収益を開始して、すべての地権者に土地をお返しすることとなっております。また、11月30日には、旧永楽商店街と本町商店街の接合部になりますアーケード機能の機能回復工事が完了しております。

今後の予定といたしましては、吉原町1番地区市街地再開発事業につきましては、来年1月下旬の再開発組合の正式解散に向け、清算事務等の法手続きを進めてまいります。

飯塚本町東地区土地区画整理事業につきましては、1月下旬に第18回商業の活性化研究会分科会を開催し、今後の地権者の再築計画や事業完了の記念行事の「街びらき」について協議をしてまいります。

また、2月下旬には、最終的な土地区画整理登記に向けた換地計画について審議会に諮問を予定しており、平成28年度の事業完了に向けて手続きを進めてまいります。

そのほか、2月中旬には、第10回飯塚市中心市街地活性化協議会を開催し、進捗状況等を報告するとともに、あわせて同日に平成27年度コンパクトなまちづくりセミナーを開催する予定としております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立地適正化計画の策定状況について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室長

本市の立地適正化計画につきましては、平成27年度と28年度の2カ年で策定することといたしておりますが、去る11月27日に立地適正化計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、都市再生特別措置法第117条の第1項の規定に基づく、飯塚市地域連携都市政策協議会を立ち上げ、第1回協議会を開催いたしました。協議会の開催に合わせ、本市の都市構造の概要を取りまとめましたので、立地適正化計画の概要とともに、飯塚市の都市構造の現状について報告をさせていただきます。

資料は2種類配付いたしております。まず、A4サイズの資料のほうからお願いいたします。この立地適正化計画とは、平成26年8月に施行されました「都市再生特別措置法第81条第1項」に規定される計画で、市町村が住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の立地の適正化、つまり施設の適切な配置を図るための計画として策定することができることとなった計画でございます。今後、人口減少や高齢化が進展していく中で、まちのかたちはどうあるべきか、この立地適正化計画の策定によって、都市構造の観点から将来への対応を考えていくこととしております。

この1ページの下段のほうに移ります。多くの地方都市では住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散し、低密度な市街地を形成しております。あわせて人口減少下での厳しい財政状況の中では、拡散した居住地の生活を支えるサービスの提供が将来困難になりかねない状況でございます。このような課題に対応するため、国が示している考え方が、医療・福祉、商業施設と住居等がまとまって立地し、それらに公共交通でアクセスできる、複数の拠点づくりと拠点間を交通で結ぶ都市づくりです。

次のページの上段に、具体的にこの立地適正化計画に盛り込む内容を示しております。計画には、その対象となる計画の区域と、まずはどういうまちをつくっていかうとするのか、基本

的な方針を示す必要があります。さらに居住誘導区域として、ある程度の人口密度が維持できるように居住を誘導していく区域と、生活をしていく上で必要なサービスを提供する施設を集約させていく都市機能誘導区域を定めることとなります。さらに、それらのエリアに居住や都市機能を誘導させるための施策についても盛り込んでいくこととなります。

このページの下段に移ります。飯塚市におきましては、都市計画マスタープランに「拠点連携型都市」を目指すことを掲げております。この立地適正化計画の策定によって、この目標像の実現に取り組んでいきたいと考えております。なお、立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされます。この計画期間は、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、平成29年4月から平成39年3月までの10年間の計画を策定することといたしております。

次のページ上段をお願いいたします。こちらに計画策定までのスケジュールを示しております。今年度中に素案を作成し、28年度には素案をもとに市民懇談会などを開催するなどして市民の皆様のご意見を伺い、それらの意見を反映させて計画の決定を28年度中に行っていきたいと考えております。

このページ下段に移ります。飯塚市の計画策定の方向性についてですが、図の下段に示しておりますとおり、都市計画マスタープランの理念や都市目標像に沿って、中心拠点と地域拠点、拠点間の交通ネットワークの形成を図っていきたいと考えますが、その際には人口密度の維持や都市機能の維持、コミュニティの維持を意識しながら策定してまいりたいと考えております。さらには、地域特性や飯塚を特徴づける視点を計画における重要な要素として捉えていきたいと考えております。

もう一部、A3サイズの資料をお配りしておりますのは、これは立地適正化計画を策定するにあたりまして本市の都市構造の現状を把握するために現時点で整理した資料でございます。

表紙に目次を示しております。1. 人口の現状と将来見通し、2. 土地利用の動向、3. 交通の動向と交通環境の将来見通し、4. 都市機能施設の立地状況と立地環境の将来見通し、5. 産業構造の状況、6. 財政の状況、7. 市民意識に関する事項として、まちひとしごと創生総合戦略策定時に行ったアンケート結果の分析、8. 都市構造に関する事項、そして参考といたしまして、拠点連携型都市構築に関連する取り組みと都市構造・人口等の変遷を掲載しております。こちらの資料の内容の詳細についての説明は、申し訳ございませんが、割愛をさせていただきます。それぞれの項目ごとに分析結果を記しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、報告が遅くなりましたが、12月に入りまして各地区自治会長会におきましてお時間をいただき、この調査結果資料をもとに各地区のまちの現状について情報の共有を図らせていただくための説明を行っております。また、協議会資料、自治会で説明を行いました資料は逐次ホームページに掲載してまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について」報告を求めます。

#### ○総合政策課長

「アメリカ合衆国サニーベール市との友好交流について」ご報告させていただきます。

サニーベール市からの本市への児童生徒の来訪につきましては、6月の総務委員会において、その計画についてご報告させていただいておりますが、本市からは8月に「中学生海外研修事業」として、中学生20名を8月19日から8月27日までの9日間、サニーベール市に研修派遣を行いまして、福岡県サンフランシスコ事務所等が入居しておりますベンチャー企業育成

施設への訪問、また現地の学校への登校、さらにはスタンフォード大学の最先端のロボット研究所を訪問し、コンピューターを操作するなどの実体験を経験しております。

今回ご報告させていただきますのが、12月の市報に掲載しておりましたが、児童生徒の交流とは別に、「サニーベール姉妹都市協会」と飯塚国際交流推進協議会の加盟団体であります「飯塚友情ネットワーク」が主催となりまして、民間同士での大人の交流事業を計画されております。随時、参加者の募集が始まっております。

この事業内容につきましては、同業種間をはじめ、同じ分野で活躍している人同士が現地においてホームステイをしながら交流活動を行おうとするものでございまして、応募資格につきましては、飯塚市在住・在勤・在学の20歳以上の方となっております。今回、市報を通じて参加者の募集の広報を行ったところでございます。

当市といたしましても、引き続き、関係機関・団体等とも連携を図りながら、友好都市サニーベールとの交流推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚ふるさと応援寄付金について」報告を求めます。

#### ○総合政策課長

「飯塚ふるさと応援寄付金について」ご報告させていただきます。

本市におきましては、寄付者の増加と寄付者の利便性向上のために、寄付者が簡単にインターネットでも寄付の申込みができるように、ホームページでの受付サイトを本年12月10日より開始いたしまして、5日が経過したところでございます。

また、今後でございますけれども、飯塚市の魅力を幅広くPRするために、寄付者への返礼品についての見直しを、現在進めております。現行のいちご・柿等の11品目に加え、飯塚の特産品として全国にPRできるよう多様な品物を揃え、来年速やかに、市内事業者への説明会を開催し、本年度内に充実したラインナップとしたうえで、平成28年4月より新たな返礼品の提供を開始することと考えております。

あせまして、来年度よりインターネットでの申込みの際に、クレジット決済が可能となるよう手続きを行い、より簡易に寄付ができるよう環境の整を行ってまいりたいと考えております。

なお、本年度の4月から11月までの寄付金の状況でございますけれども、11月末現在で申し込みとして740万4千円となっており、昨年同期間と比較しますと、約1200万ございましたので、約60%を切る状況にとどまっております。今後とも寄付金の増加に取り組んでまいりますけれども、この5日間の中でインターネットでの受付を開始したわけでございますけど、5日間で368件の申し込みがございまして、申し込み金額といたしましては、5日間で380万円の申し込みがあつております。

このような状況の中で、さらに利便性を図り、寄付金の増額に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市過疎地域自立促進計画に係る市民意見募集について」報告を求めます。

#### ○総合政策課長

「飯塚市過疎地域自立促進計画に係る市民意見募集について」ご報告いたします。

この飯塚市過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年度策定をいたしまして、平成27年度、5年間で終了することに伴いまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画を策定することになっております。

本市におきましては、過疎地域の指定といたしまして、過疎地域自立促進特別措置法の第33条第2項に基づき合併前の前日に過疎地域でございました筑穂地域のみが指定となっているところでございます。したがって、この過疎地域、筑穂地域に関する自立促進を図る計画を今後策定いたしまして、本年度議会への議案として提案させていただきたいというふうに考えております。

現在の状況でございますけれども、各事業等につきまして原案を作成し、本年12月8日から来年1月7日までの約1カ月間、この原案に対しまして市民意見の募集を行っております。

現在も筑穂地域の各自治会等へのご意見等を伺っております。最終的には先ほど申し上げました3月議会の議決によりまして計画を策定し、国・県へと報告してまいりたいと考えております。

以上、現在の状況について、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「コンビニ収納の導入について」報告を求めます。

○税務課長

「コンビニ収納の導入について」ご報告いたします。

コンビニ収納の導入につきましては、市税等の公金の支払いにおける市民の利便性の向上を図る目的で、平成28年4月1日から順次導入いたします。

導入する債権は、市県民税のうち普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、学校給食費の9債権でございます。

保育料、幼稚園利用料、児童クラブ利用料の3債権につきましては、現在のシステムにコンビニ収納の機能を組込むことが困難で、時間を要するため、9月1日からの導入を予定しております。

また、市民への周知につきましては、広報いづかに2回、平成28年2月号と4月号に掲載を予定しており、平成28年2月1日からは、市のホームページにも掲載するようにしております。あわせて平成28年4月からは防災無線を通じ、広く広報してまいりたいと思っております。

初年度におけるコンビニ収納の利用件数は、合計12債権で7万2100件程度を見込んでおります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「財政見直しについて」報告を求めます。

○財政課長

今回報告いたします財政見直しにつきましては、12月での報告となり、遅れましたことをまずお詫び申し上げます。

それでは、「飯塚市普通会計財政見直し」と書かれている資料をお願いします。

4ページをお願いいたします。最後のページになりますけれども、A3の表をお願いいたします。財政見直しにおきまして特別事業としております「合併特例債等を活用した事業の概要」の説明をいたします。この表は、前回平成24年度の財政見直し作成時にお示しいたしました「公共施設等の整備について」をベースに今回見直しをしたもので、平成24年度から平成33年度までの主に公共施設の整備を中心とした事業を特別事業として位置付け、その事業の概要についてまとめたものでございます。

上段が平成24年から平成27年度まで、中段が平成28年度から平成33年度まで、下段が平成24年度から平成33年度までの概要でございます。また、左から順に、区分、対象施設、事業費、財源を記載しており、金額は百万円単位としております。

最下段の表をごらんください。平成24年度から平成33年度までの事業をまとめておりますが、上から公共施設の整備、浸水対策、中心市街地活性化関係、水道事業会計出資金で合計Aの欄の総事業費が809億5千万円、右側に財源としまして、国・県の支出金、合併特例債、その他の起債、一般財源を記載いたしております。その下の活用済みの合併特例債Bの欄は、前回平成24年度財政見直しにも示しておりましたが、この整備の概要作成前の平成18年度から平成23年度までにすでに活用いたしました合併特例債67億8200万円で、その下が全体の合併特例債活用予定額Cの欄は470億6500万円となります。その下の合併特例債活用限度額Dの欄は469億2800万円ですので、差引の活用残額Eの欄はマイナス1億3700万円となります。

公共施設の整備につきまして、労務費等の高騰により事業費が膨らんでいますが、平成27年度中に予定しております公共施設総合管理計画を策定いたしますと、小中学校統合など施設の統廃合に有利な起債が活用できますことから、合併特例債の活用を、現在予定している分をそちらに振りかえ、合併特例債の活用額が少なく済むこととなっております。

次に、このことを踏まえまして作成いたしました財政見直しについてご説明申し上げます。

資料の表紙に戻ってください。財政見直しは、表紙に記載しておりますように、一般会計と3つの特別会計、そこに3つ書いてありますが、これを合わせた普通会計でお示ししております。基準年度は、平成27年度の決算見込額に増減要素、特殊要素を加味し設定をいたしております。

1ページをお願いします。財政見直し推計条件（概要）の主な項目について、ご説明いたします。

まず、歳入の市税につきましては、基準額に人口推移をふまえて推計しており、固定資産税評価替による影響は、平成30年度以降2億円減額するとして推計いたしました。

地方交付税の普通交付税は、平成27年度の決算見込額から特殊要素であります地域経済・雇用対策費分および生活保護扶助費分を除いて基準額を設定し、平成28年度以降は以下に記載しております市税減見込み、国勢調査人口の推移、生活保護費等の扶助費の増額、国民健康保険特別会計等への繰出金の増、地方債の償還見込額及び合併算定替え終了などによる影響額を基準額に加算して推計いたしました。なお、合併算定替えの終了によります普通交付税の減額は、前回の24年度に作成いたしました財政見直しでは、平成33年度以降、約29億円が減るとしておりましたが、見直しが行なわれ、平成27年度時点では約20億円の減少となる予定でございます。

この合併算定替えにつきましては、段階的に減額されますので、33年度以降は全額20億円が減るとしてありますが、28年度から5年間にわたって逡減していくという形になっております。

その他の欄の国庫・県支出金は、扶助費分については歳出の伸率を乗じた額で推移するものとし、普通建設事業費分は過去の実績をふまえた額を加算するなどして推計しております。また、地方債につきましてはそれぞれの事業費ごとに充当率を設定し推計いたしました。

次に歳出ですが、義務的経費の person 費につきましては、平成 28 年度以降定年退職者と同数の新規採用の補充があるものとして推計しております。職員数の 772 人は、平成 27 年 4 月 1 日現在の普通会計の職員数でございます。

扶助費は、平成 27 年度決算見込額を基準額とし、平均伸率を乗じた額で推移するものとして推計しております。

公債費は、平成 26 年度以前の借入分の償還額に、平成 27 年度以降借入分の償還見込額を加算いたしております。

その他の欄の補助費等につきましては、普通交付税を算定の基礎としているものについてはその算定に合わせた推計をし、一部事務組合負担金で公債費が算定の基礎となっているものはその増減額を加算した推計をいたしております。

特別会計の繰出金は、公債費の増減額、医療保険給付費等の過去の増減率をふまえて推計いたしております。

最後のところになりますが、投資的経費の普通建設事業の通常分につきましては、平成 27 年度決算見込額と同程度の 27 億円で推移するものとしております。

特別事業分につきましては、「合併特例債等を活用した公共施設等の整備概要」に基づき設定いたしておりますが、このうち水道事業会計および病院事業会計の出資金分につきましては別途試算しております。

また、投資的経費のその他として、電算システムリプレース費用につきましては、平成 27 年度に実施いたしましたリプレース費用 6 億 2 千万円を 5 年ごとに実施するものとして置き、自治体クラウド継続経費年間 1 2 0 0 万円を谷間の年度に置いて推計いたしました。

なお、今回の推計条件には、表の下に記載しておりますように、災害復旧事業費とその特定財源、歳入における寄付金および繰越事業充当財源繰越額は除外をいたしております。

また、平成 29 年 4 月 1 日実施予定の消費税税率改正の影響については、改正後の制度が不明確なため反映しておりません。

2 ページをお願いいたします。ただいまご説明いたしました推計条件に基づきまして、平成 28 年度から平成 38 年度までの 11 年間の普通会計の財政見通しを、①通常分と②特別事業分に分けて、区分ごとに推計値を記載いたしております。

通常分の歳入合計から歳出合計を差引きました A の欄を見ていただきますと、平成 29 年度までは何とか黒字で推移しておりますが、合併算定替え終了の影響などにより平成 30 年度以降は財源不足の状態となっております。

特別事業分につきましては、歳出には各事業費および公債費を、歳入には特定財源である国庫・県支出金、地方債および公債費に係る普通交付税算入額を試算して計上いたしております。歳入から歳出を差引きました B の欄を見ていただきますと、特別事業分につきましては、毎年度財源が不足することとなります。

3 ページをお願いいたします。③に通常分と特別事業分を合計しました全体分を記載しておりますが、1 番上の行の歳入歳出差引額の A + B の欄では、平成 27 年度以降、財源不足の状態となっております。

そのすぐ下に行革等効果見込額と書いております。これにつきましては、この表の 1 番下の参考 2 の表をご覧ください。1 番上が現在取り組んでおります行財政改革実施計画の効果額、2 番目が平成 28 年度以降において経常経費を見直すことによる効果額、次が公共施設等総合管理計画に掲げております公共施設の維持補修費縮減額の効果額で、この行革等効果額の合計を A + B の次のところに同額を入れております。その下が、行革等効果額算入後の歳入歳出差引額となります。これが最終的な収支という形になります。これを見ますと、平成 32 年度をピークに徐々に減少していき、平成 38 年度以降は収支がほぼプラスになると推計をいたしております。

その2つ下の枠内に記載の財政調整基金と減債基金の平成27年度末の残高見込み、146億2千万という数字になっておりますが、これを取り崩して財源調整を行っていくこととなります。平成37年度では約42億円まで減少してまいりまして、平成38年度以降は改善すると推計いたしております。

その下の欄に市債の年度末残高の推移を記載しておりますが、平成28年度の838億2千万円をピークに減少し、平成37年度以降は600億円以下で推移していくとしております。

参考1の表は、普通交付税、地方債、公債費の全体額の推計を記載いたしております。

以上で、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでした。